

平成20年第4回土別市議会定例会会議録(第2号)

平成20年12月9日(火曜日)

午前10時00分開議

午後 3時28分散会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 一般質問

散会宣告

出席議員(19名)

副議長	1番	池田 亨 君	3番	伊藤 隆雄 君
	4番	井上 久嗣 君	5番	丹 正 臣 君
	6番	粥川 章 君	7番	小池 浩美 君
	8番	柿崎 由美子 君	9番	平野 洋一 君
	11番	遠山 昭二 君	12番	岡崎 治夫 君
	13番	谷口 隆徳 君	14番	山田 道行 君
	15番	田宮 正秋 君	16番	斉藤 昇 君
	18番	牧野 勇司 君	19番	菅原 清一郎 君
	20番	中村 稔 君	21番	神田 壽昭 君
議長	22番	岡田 久俊 君		

欠席議員(1名)

17番 山居 忠彰 君

出席説明員

市 長	田 苺子 進 君	副 市 長	相 山 慎 二 君
副 市 長	瀧 上 敬 司 君	総務部長(併) 選挙管理委員会 事務局長	鈴 木 久 典 君
市民部長	有 馬 芳 孝 君	保健福祉部長	宮 澤 勝 己 君
経済部長	相 山 佳 則 君	建設水道部長	土 岐 浩 二 君

朝日総合支所長	城 守 正 廣 君	総務部次長兼 財政課長(併) 選挙管理委員会 事務局次長	三 好 信 之 君
---------	-----------	---------------------------------------	-----------

市立病院院長	吉 田 博 行 君
--------	-----------

教育委員会会長	佐々木 正 雄 君	教育委員会会長	安 川 登志男 君
---------	-----------	---------	-----------

教育委員会 教育部会長	辻 正 信 君
----------------	---------

農業委員会会長	松 川 英 一 君	農業委員会会長	伊 藤 暁 君
---------	-----------	---------	---------

監査委員	三 原 紘 隆 君	監査委員局長	谷 口 春 三 君
------	-----------	--------	-----------

事務局出席者

議会事務局局長	辻 本 幸 慈 君	議事事務局局長	藤 田 功 君
---------	-----------	---------	---------

議会事務局幹事	浅 利 知 充 君	議事事務局幹事	中 井 聖 子 君
---------	-----------	---------	-----------

議会事務局幹事	岡 村 慎 哉 君
---------	-----------

(午前10時00分開議)

議長(岡田久俊君) ただいまの出席議員は19名であります。定足数を超えておりますので、これより本日の会議を開きます。

議長(岡田久俊君) ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

議会事務局長(辻本幸慈君) 御報告申し上げます。

初めに、議員の欠席についてであります。17番 山居忠彰議員から欠席の届け出がありません。

次に、本日の議事日程及び諸報告につきましては、印刷の上、お手元に配付のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

以上で報告を終わります。

議長(岡田久俊君) それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

議長の手元まで一般質問通告書を提出された方は11名でありましたが、田宮正秋議員から一般質問通告の取り下げ申し出がありました。これにより、質問者は10名となります。

あらかじめ決定しております順序に従い、順次質問を許します。

12番 岡崎治夫議員。

12番(岡崎治夫君)(登壇) お許しをいただきまして、平成20年第4回定例会におきまして、久々のトップバッターとして一般質問をいたします。

最初に、市立東高校の状況と今後の対応についてでございます。

先般、東高校に行って伺ってまいりましたが、御承知のように、東高校は昭和26年に創立されまして、旧土別高校の定時制高校として創立されたと伺っております。以来、半世紀以上たっておりますが、道内に今ではどこにもない唯一の定時制高校と伺っております。

そのような学校でありますから老朽化が進んでいることと、「冬期間は、現在の設備が整った学校と違いまして、暖房をとるのが大変なことなのです」、こういうふうにおっしゃられておりました。言いかえれば、非常に寒いということでも伺ってまいりました。そこで、私がかねがねこの状況を承知しておりましたから、生徒の皆さんが近代的な校舎で学びたいのではないのでしょうかとお尋ねいたしましたところ、意外なことに学校側、私の意図することとは反対の返答が聞かされたところでございます。「学校としましては、現状でいいのです」、こういう御返答でございました。

私は、東高校が今後において2年続けて10名を下回る入学になりますと、次の年からは募集停止となり、いわゆる廃校になる流れにあるとお聞きいたしているところでございます。土別高校と土別商業高校が昨年統合され、土別翔雲高校となったのは御承知のことと思います。来年4月からは、和寒高校が募集停止となったことが伝わっております。

このような状況下にありますことから、本市の翔雲高校だけでは、間口がどのようであれ、なれ染まらない生徒さんもおられると思います。私たちの時代と違い、ほとんどの生徒さんが義務教育のように高校までの単位を取得したいのが現代ではないでしょうか。こんな現況から、どのような推移になると見込まれておられるか、お示してください。

更に、教育委員会にお尋ねいたします。今までにこれだけ老朽化した校舎を、今後において来年度からの新市10年間、総合計画にも盛り込まれず、どのような管理運営計画をし、定時制高校である市立東高校の存続の計画を立てておられるか、お尋ねいたします。とともに、学校側ともよく協議されまして、いい環境のもとに生徒の皆さんが学ばれることを私は念願いたしているところでございます。

なお、旧土別高校の利活用については、道の財産に関係することでもあり、これまでに同僚議員が質問された中で、道の一定の判断が示され現在に至っていることから、今後、新たな方針が示された段階で質問を行うこととし、次の質問に移ります。

次に、企業誘致についてお伺いいたします。

本市は、農業を基幹産業とする一次産業の市であることは御承知であると思います。また、それぞれの中小企業で成り立ってもございますが、近年、国内景気の冷え込みから、国内外はもちろんのこと、外国まで不況の中で、本市からも中半産業が、また、来年3月末でデイジー食品工業土別工場が撤退し、約110名の雇用の場がなくなることが、市長の行政報告でも明らかにされたところでございます。

さきの決算委員会においても、同僚議員からデイジー撤退に関して質疑があったところがありますが、改めて工場閉鎖後の再活用の見込みや今後の動向について、わかる範囲でお知らせください。

次に、市内の駅南工業団地などでは、稼働されていない遊休工場や事務所が目につき始めております。これら企業の徹底や閉鎖に至るまでにはさまざまな理由があるにしろ、私はとてももったいないと思うのですが、会社側あるいは新規参入に向け、行政として働きかけたことはあるのでしょうか。

次に、世間は不景気なだけに、雇用の場の確保が何より重要であります。このことは土別市に限らず、どの市町村においても努力されていることと思いますが、現在、本市では企業誘致として具体的な取り組みはあるのでしょうか、お伺いいたします。

次に、先日、新聞報道によりますと、苫小牧の自動車関連企業でも期間従業員の採用凍結や非正規社員削減の動きが加速、数百人規模の雇用機会を失う。更には、国内では自動車減産190万台、本年度の非正規従業員を1万4,000人削減するとの報道があったところであります。本市においても、トヨタ自動車土別試験場を初め他の自動車メーカーも冬季試験場を有しているだけに、その動向が大変心配でございます。本市に及ぼす影響はあるのでしょうか。わかる範囲でお知らせください。

あわせて、本市のまちづくりの一つに「自動車等試験研究のまち土別」を掲げ、これまでさ

まざまな関係を構築してきたと思いますが、万が一にもこうした企業の撤退や従業員の削減といったことのないように、既存の立地企業との情報交換を深めながら、企業と行政との信頼関係がより一層深まることを御期待申し上げまして、私の一般質問を終わります。（降壇）
議長（岡田久俊君） 田苅子市長。

市長（田苅子 進君）（登壇） 岡崎議員の御質問にお答えをいたします。

私から、企業誘致に関する御質問について御答弁を申し上げますが、東高校の状況と今後の対応につきましては詳細、教育委員会のほうから答弁をさせていただきますが、ただ、私からも一言、この機会に申し上げておきたいことがあります。

今日まで、本校の存続のためには、本市としても、また、学校当局の皆様におきましても、大変な逆境の中から何とかしてこの学校を残していきたいということを道教委等々にも強く訴えて、だからこそ北海道でこの定時制高等学校が今日、御指摘のとおり1校残っている、そのことをまず最初に御理解をしていただきたいと思うのであります。

それはそれは本当に並々ならぬ努力によって、今日のように何とか今存続をしてくておるといふことであります。ただ、こういった学校が私は道内に1校ぐらい、道教委としても存続することができないのかどうかと。全道から多くのいろんな子供たち、生徒を受け入れる学校があったっていいじゃないかということ、私も教育長の時代からずっと訴え続けてきたことであります。

そうしたことから、あるときにはもう10人を切ってしまう、来年から募集停止になってしまうのではないかというような危機にさらされたこともしょっちゅうあったわけですが、そうした中を何とかみんなの努力によって、一人二人の生徒たちを集めることによってこの学校は存続をしてきたということをごさいます、今、新しい校舎をつくって云々ということもありましたけれども、なかなかそういう先の見えない中で、大量の財政投資をしながら学校の改築に至っておらないというふうなことから、東高等学校に岡崎議員が行かれて聞いたときに、先生方はこれでいいんですという言葉に私はつながったものと。決してどうでもいいからという気持ちではなくて、そういう今日までのいきさつを重々知っているから、その結果の言葉のあらわれであった、私はそんなふうに思っております。

それでは、早速申し上げますけれども、端的に言います、デイジー食品工業士別工場が閉鎖された後の工場施設等の再活用について御心配をされての御質問でございます。

このたびの士別工場の閉鎖につきましては、本定例会の冒頭で私から行政報告をさせていただきましたが、更には先月の決算委員会の中でも、いろいろとその経過を含めての御質問があって、対応についてお話をさせていただいてきたところであります。

士別工場につきましては、来年の1月24日、年明けをもって生産を終了したいと。それから、3月をもってこれを閉鎖されることというふうになりましたけれども、従業員の雇用問題を初め、これは市内経済に及ぼす影響というものが余りにも大き過ぎるのではないかと懸念されまして、何とか善後策、解決策がないものかどうかということで、実は私はマル八の

東京の本社に2回ぐらい足を運んで、重役の皆さんと接触をしてきておりますが、先月の7日にはマルハニチロホールディングスの東京本社を実は訪問しました際に、デイジー食品撤退後の工場等の活用並びに雇用の場をぜひとも確保していただくことなど、ホールディングス内部で十分に検討・協議を進めてほしいと、強く申し入れをしたところであります。

その後、具体的な進展は、検討はするということであったんですが、まだ正確に本社からのいろんなニュースは入っておりませんが、ホールディングス側の対応を待ちつつ、デイジー側とのコンタクトを大切にしながら、仮に新しい事業者から打診があれば、行政としてもできる範囲でこれをお手伝いしてまいりたいということで今その動きを、推移を見ておるところでございます。

次に、駅南工業団地などで見られる遊休工場や事務所などを活用できるよう所有者や会社側に働きかけることについてはどうなのかというお尋ねでございます。

お話の遊休工場や事務所等につきましては、閉鎖や撤退に至るまでにはさまざまな事情があったものと推察をいたしておりますが、基本的にそれらの物件は、金融機関あるいは債権者が所有している場合が多いわけでありまして、また、極めて複雑な要因も存在するわけでありまして、行政みずから積極的に働きかけるということも一つの考えとしては期待が持たれるわけでありまして、そう簡単になかなか入れるものではないということは御理解をいただきたいと思うわけでありまして、その点をまず私も十分承知をしながら、機会があればもちろん御期待に沿うような動きをとるというわけでもあります。

次に、企業誘致に関するお尋ねであります。今日まで世界経済を引っ張ってきた、牽引したといいますが、欧米各国の景気の大きな減退によって、世界規模で広がる金融危機の中では、輸出産業に多くを頼ってきた日本経済も今、厳しい局面に立たされておることは、あえてここで私から申し上げるまでもないわけでありまして。

こうした状況下で、地域の活性化といった観点からも企業誘致というものは重要な取り組みであることはもう十分認識をしておりますけれども、現下の取り巻くような現状からは、なかなか新たな企業誘致というものは難しい現実にあるわけでありまして。

一方、市内では新たにレストランやファームイン、ドラッグストア、野菜加工施設などの開設、また、来年には特養美土里ハイツの増床、障害者等の交流施設の開設や婦人服販売店の新規出店などによって、小規模ではあっても新たな雇用の場が確保される予定となっており、今後とも関係機関と連携・協調態勢を図りながら、一層の対応に当たってまいりたいと考えております。

また、トヨタを初めとする自動車関連企業、日甜、北海道農材などの誘致企業とは、これまでも連携を十分図りながら、行政としても可能な限りの支援に努めているところでありますが、今後におきましても、各社との情報交換を緊密にしながら、本市での事業が円滑に運ばれるように努めてまいりたいと考えております。

そこで、トヨタを初め自動車関連企業の減産や人員削減の中で、士別に及ぼす影響について

お尋ねがありました。

世界経済、本当に金融の激変や株価の大幅な暴落によって景気は大きく今、減退をしております。これまで、日本経済を牽引してきた自動車産業や電気あるいは機械にあっても、生産体制の減産や非正規社員を中心とした人員削減に踏み込むなど、国内の景気局面は深刻さを日増しに増している状況にあります。

本市にはトヨタ自動車土別試験場を初め他の自動車メーカーも冬季試験場を有していることから、各社にその影響を確認いたしましたところ、トヨタ試験場では経費の節減の一環として出張者が減少するのは確かであります。現在の職員体制について大きな変動はないということで伺っているわけであります。その他ダイハツ工業、ヤマハ発動機、ブリヂストン等におきましても、今の時点ではこの冬の出張者を含めた試験体制は、昨年と比べて大きな変化はないということで、もう既にいらっしゃっているわけであります。

しかしながら、世界は100年に一度とも呼ばれるような大変な金融危機の中にありますので、自動車産業が速やかに好転するようなことはなかなか考えにくいのではないかと。そしてまた、到底楽観できる状況にはありませんが、本市にはトヨタ自動車を初め国内を代表する自動車関連企業の試験研究施設が集積をしていることは、他に誇れる最大の私どもの財産であると思っておりますので、より一層の信頼関係を保持する中で、自動車等の試験研究のまちの構築にさらなる努力をしまいらなければならないものと思っております。

以上申し上げまして、私からの答弁といたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 辻教育部長。

教育部長（辻 正信君）（登壇） 私から、土別東高校の状況と今後の対応についてお答えいたします。

少子高齢化が進む近年にあって、地方における高校教育を取り巻く環境も年々厳しさを増しており、本市においても平成19年4月から道立高校2校が再編・統合され、土別翔雲高校としてスタートを切って2年目を迎えております。また、本年4月からは、近隣の和寒高校、風連高校が募集停止となり、平成21年4月からは名寄広陵高校と名寄農業高校が再編・統合され、新設高校としてスタートする計画であり、この道北地方の高校においても統廃合や募集停止が急速に進められている現状にあります。

最初に、東高校の現況についてであります。現在の在籍者数を申し上げますと、1学年が20人、2学年が12人、3学年が8人、4学年がゼロ人の、全校生徒40名の市立の昼間定時制高校であります。

東高校は、これまでも小規模高校の特徴を生かし、生徒の個性と能力に応じた習熟度別学習や豊かな心をはぐくむ福祉教育など、地域に密着した特色ある教育活動と人間教育を展開する中で、道北地方における高校教育に大きな役割を果たしているところであります。

そこで、道教委で進めている公立高校適正配置計画にかかわり、従来までの計画では入学者が2年連続10人未満となりますと募集停止の対象となっておりましたが、19年度に示された新

しい高校教育に関する指針によりますと、定時制課程の配置の中では、5月1日現在の第1学年の在籍者数が10人未滿となり、その後も生徒数が見込まれない場合は再編整備となっており、市町村立高校は設置者とそのあり方について協議すると明記されております。

しかしながら、道教委としては、市町村立高校についても教員給与を道費で支出している現状にあるため、道立高校に準ずるとの基本的なスタンスを持っており、現状では今年度20名が入学しておりますが、仮に今後10名を切るという生徒数の減少が続くようであれば、道教委の適正配置計画に入ってくることもあり、教員給与も市で負担するといった方向になることも考えられ、財政負担を勘案いたしますと大変厳しい状況になりますので、その時点で、市といたしましても選択をしなければならないものと考えております。

また、今後における上川北学区の中学卒業生数であります。20年度で670人、士別市では213人ありますが、27年度では北学区全体で507人となり、163人の減、士別市では180人で33人の減となり、ちなみに名寄市では195人、77人の減となる見込みとなっております。こうした状況を見ますと、翔雲高校においても現在の5間口が、今後の生徒数の減少により仮に欠員が40人を超えますと学級減の対象となりますので、決して楽観できない状況にあると考えております。

次に、老朽化した校舎についてのお尋ねであります。現校舎は昭和34年から37年にかけて建てられたもので、これまでも校舎の外壁、屋根の塗装、体育館の窓枠サッシの改修等、毎年のように補修等を行ってきたところであります。今後の東高校の補修等については、総合計画に掲載はしておりませんが、冬期間の暖房対策等の要望は学校からも聞いており、校舎全体を一気に改修することは財政的な面からも困難でありますので、緊急度等を勘案しながら、必要に応じた予算措置をして対応してまいりたいと存じます。

前段お話のように、上川北学区全体の中学卒業生の減少による影響や校舎の老朽化等の課題もありますが、「日本一古い学校で日本一温かい教育」のスローガンを掲げて継続してきた東高校の持っている人間教育の魅力や福祉教育の充実など特色ある教育活動をアピールしながら、教職員、PTA、同窓会、地域と連携を図り、東高校の存続に向けて一層の努力をしてまいりたいと考えております。

以上申し上げて、御答弁といたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 岡崎治夫議員。

12番（岡崎治夫君）（登壇） 再質問をさせていただきます。

私が東高校の存続問題に関して今回質問していることはですね、非常に校舎が古い、そんな中で、生徒の皆さん方も寒い中でいろいろな学校教育を学んでいると、こういうことを十分承知して東高校に伺ったわけでございます。そして、その代替というのは変な話でございますけれども、東高校をこれから永遠に存続させるとするならば、今の東高校では非常に学ぶ生徒さんたちにみじめな思いをさせるんじゃないかというようなことも考えてですね。そして、旧士別高校が今あいてございますし、それらの利活用もあわせて東高校との組み合わせができない

ものなのかな、そういうことから質問をしているわけでございますけれども、教育委員会ではこの東高校を長く存続させるという、そういう意気込みは持っておられるのかどうか。

それから、先ほど質問でも言いましたように、本当に翔雲高校あるいは近隣のそういう選択できる高校などを含めまして、そこから選択できない生徒たちが東高校を選択するということが近隣非常に増えてございます。そのせいで成果が上がってですね、今、今年の入学生も20人そこそこになっていると。今後においても、そういう傾向があるんじゃないかと私は思うわけでございます。そういうところから、東高校をどういう形の中で、今後長く存続するためにはどういうことを考えておられるか、そこをお示しいただきたいと思います。（降壇）

議長（岡田久俊君） 安川教育長。

教育長（安川登志男君）（登壇） 岡崎議員の再質問にお答えをいたします。

土別東高校にかかわって、校舎が非常に老朽化しているということで、生徒の教育環境として他の選択肢を含めて改善し、いい方向をとという御提言でございますけれども、これまでの議会でも申し上げましたように、旧土別高校の校舎につきましては、一部武道館のみの利用をとというようなことでの折衝もいたしました。北海道教育委員会としては全校舎一括使用するということがなければ受け入れないという状況にあることは、まずお話を申し上げておきたいというふうに思っております。

今、土別東高校として利用する、しないにかかわらず、旧土別高校の校舎を何らかの形でリニューアルし、そして利用するとなりますと、あれだけの大規模な校舎でございますので、そのランニングコストは莫大なものでございますので、市といたしましても利用の方策については断念をせざるを得ないという状況にあったということでございます。

一方、土別東高校について今後どう考えているかという部分につきまして、校舎の利用を含めてのお話がございましたけれども、東高校においでをいただいて、学校長からお話もいただいたというふうに思いますが、土別東高校はその成り立ちからいしまして、現在立地しております上土別地区と極めて深いかかわりの中で今日を迎えた学校でございます。上土別地区の方々の御支援、そして生徒に対する温かく包み込むような上土別地区の方々の生徒に対する思いだとか、上土別地区にある高校だというその地域の熱い熱情のようなものである部分支えられているということでございますので、校舎をただ単に新しくするというような目的で、あの場所からほかのところに動かすということにはならないというふうに考えております。

しからば、今の状況の中で東高校をどうしていくのかということについて、るる教育部長のほうからお話を申し上げましたように、極めて生徒数が減少する中で、今後、東高等学校への入学者についてもかなり不安な状況にあると。そういう中で、これまで福祉教育に重点を置いた教育内容を展開し、あるいは本年におきましては、文部科学省のモデルによります特別支援教育の部分にも高等学校としてモデル指定を受けまして、しっかりとそういった形での展開も図っております。風連高校、和寒高校等が募集停止をする中で、一部東高校への入学者の増ということも考えられるという状況にはあるかもしれませんが、上川北学区全体の生徒数の動向

を見ますときに、この部分についてはなかなか予断を許さない状況にあると。

更に、校舎の部分につきましても、そういったこれからの入学者の状況、入学予想ということをお考えますと、多額の経費を使って改築をするということにはちょっとならない状況であるということで、最大限部分的に修理、改修をしながら東高の存続に当たっていきいたいということでございます。

更に、教育内容につきましては、申し上げましたように、福祉教育の部分で、何とかその部分をカリキュラム等を堅持していきいたいということと、特別支援教育の部分をもっと文部科学省の支援を受けながら、何とかそういった展開を図っていけないかというふうにお考えしているところでございますので、御理解をいただきたいと存じます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 16番 齊藤 昇議員。

16番（齊藤 昇君）（登壇） 2008年第4回定例会に当たり、一般質問を行いたいと思います。

質問の第1は、来年度予算編成についてであります。

本年10月14日付で市長が全職場に示した21年度予算編成方針の中で、本市行財政運営の最大の課題である市立病院経営の健全化を図る市立病院改革プランの推進に努め、持続可能な財政構造を構築するための編成を第一に目指すこととするというふうにお述べられて、一にも二にも市立病院の改革プラン、そして財政の健全化が土別の市政にとって焦眉の課題だと訴えられているのであります。

そこで、国の財政も厳しいけれども、本市の基本的な予算編成の考え方、特に来年度の国の財政が土別に与える影響はどうか。投資事業の3%削減や、あるいは道路特定財源の一般財源化の方向も出されようとしているけれども、道路に限るといって、そういう制限なんかをつけられる。あるいは、地方交付税なんかもどうなっていくのか。特に、20年度の特交は、合併の整理の問題もあって、非常に落ちた特別交付税の交付になってもいるのでございます。したがって、それらの地方交付税を含めた影響をどう考えていらっしゃるのか、この際お聞かせをいただきたいと思うのであります。

次に、一にも二にも市立病院の改革プラン、特に市立病院への繰り出しは本市の総合計画にどんな影響を及ぼすと見ているのでしょうか。特に、市立病院の不良債務を解消し、そして健全化の軌道に乗せていく初年度の年として、改革プランの実行が大きく期待されているところでもございます。しかし、病院への新たな繰り出しが必要なことから、改革プランが順調に推移したとして、それでも一般会計での新たな繰り出し、20年度から26年度で21億円以上に上るのであります。

改革プランの少しいの狂いが出てくるというふうになりますと、これらの計画が狂っていく。一般会計そのものも狂わざるを得ないという状況だけれども、改革プランの実行を本当に自信を持っていらっしゃるのかどうか、この点もお聞かせいただきたいと思うのであります。

次に、本年度20年度の決算見通しについて、現段階での把握されている状況をお知らせいただきたいと思うのであります。

特に、20年度は病院の特例債、これも借りて不良債務の解消を図っていくわけだけれども、市立病院の不良債務の解消に伴う財政運用の内訳、基金の取り崩しでありますとか、基金からの借り入れでありますとか、さまざまなことをやられようとしておりますけれども、これらの財政運用の内訳と見通しについて、この際お示しをいただきたいと思うのであります。

次に、来年度の投資事業の問題でありますけれども、民間の事業が少ない本市にとって、公共事業の果たす役割は、本市経済そして市民の皆さん方の働く場の確保にとっても極めて大きな役割を持っているのは言うまでもありません。しかし、公共事業も年々事業費は減少の一途をたどっているのであります。

1つは、公共事業の年々の推移と、そしてどの程度減ってきているのか。それは、本市の経済にとってどんな影響を与えているとお考えになっているのか、今後の投資額についてもお聞かせをいただきたいと思うのであります。

更に、市民負担の問題でありますけれども、介護保険でありますとか、市民生活にかかわる市民負担の増減、特に国や道の制度改正に伴うものはどんなものがあるのか。そしてまた、朝日との合併協議の中での負担調整、これらがやられてまいりましたけれども、この負担調整の状況と、そして市民の皆さん方の家計に大きな負担を強いていく市の公共料金の値上げ、こういふときだからこそ値上げをしないで市民生活を守っていく、そのために奮闘すべきでないかと考えておりますけれども、市の公共料金の引き上げについてどのようにお考えになっているのか、この際お聞かせをいただきたいと思うのであります。

次に、特に予算編成の中でも、市立病院がどうなるかという問題がございますので、私は市立病院の20年度の決算の見通し、そして21年度予算編成と改革プラン、特に市立病院では全職員挙げてこれらの論議をされてきたと思うんだけど、改革プランが、この計画が医局を初めとして全職員のものになっているのかどうか、この点をお聞かせいただきたいと思うのであります。

私は、市立病院の経営状況を毎月とまではいえないかもしれませんが、毎月どこの時点に立っているのか。そして、それはどこが黒字で、どこが赤字で、どこに問題点があるのか。改善すべき方向はどこなのか。こういうことを、私は毎月毎月小まめにやる必要があるのではないかと。そして、これを医局を初め全職員の皆さん方と反省点や改善の方向を見出して、そして頑張っていかれる、そういうことを切に望みたいと思うのだけれども、この点はいかがでしょうか。そうしなければ、私は今までと同じような方向になっていくと思うんです。

この10月に私ども民生福祉常任委員会で調査をし、福祉施設なんかも訪ねましたけれども、そこは職員の一人一人に計画を半年ごとに出していただいて、その計画が半年ごとにどう進んだのか、職員一人一人がその計画をどういうふうに行うのかということをお出しになって、それが全職員の討論で進んでいく。これは、法人でありますけれども、利益を上げたら職員にその頑張った分だけ報酬として支払う、こういうことも堂々とやっているのであります。だから、職員の創意や工夫がそれらの経営をよくしていく。そしてそれは、入所者に対す

る問題や市民に対するものをとってみても、本当に大きな信頼が寄せられる。

土別の病院をそうせいと言うわけではありませんけれども、責任者のセンター長、この方は携帯電話を持って、そして何かあったときには私に電話をください、市民にそう言って、携帯電話を持ってどこにいても対応できる、そういうものをつくり上げていく、本当に力の入った経営をしていらっしゃるなど。市立病院にまねをせいと言うわけではないけれども、そういう進んだ経験なんかも取り入れながら頑張っていくべきではないか。申しあげましたけれども、全職員での周知や創意工夫の発揮、これらに一層の努力をすべきではないか、こう思うんだけれども、答弁を求めたいと思います。

更に、市立病院の広域連携化の問題でありますけれども、これは余り新聞なんかの報道もされておられませんし、余り進んではないのではないかと思うんだけれども、やはりセンター病院を中心としながら、この地域医療をどうするのかというのは道の方針でもあり、道の保健所に対しても要請している課題でもありますから、私は、引き続きしっかりと地域医療をよくするために考えていくべきではないか、こう思うんだけれども、広域連携の方向、どう進められているのか、この際承っておきたいと思うのであります。

質問の第2は、指定管理者制度についてであります。

市の予算編成方針でも、指定管理者制度を初め民間活力の推進に努める、こう言っているのでございます。私は、特にこの中でも、総務省なんかは指定管理者を進めるときには、民間でやるものは民間へ、そう言って指定管理者制度を随分と進めてきたけれども、あれから5年経過した今日、図書館を指定管理者に任せて、これは失敗したからもとに戻そうとか、そういう社会教育施設は私は指定管理者制度になじまないというふうに思っているんだけれども、そういう鳴り物入りで進めてきたけれども、今では全国の自治体からもさまざまな意見が寄せられて、総務省も指定管理者制度について、そんなに厳しく各自治体を責め上げているという状況にはなっていないのではないかと私は思うのであります。

総務省が出した文書でも、指定管理者制度の運用に当たっては、そのあり方について検証及び見直しを行われたいとして、指定管理者の選定の際の基準設定に当たっては公共サービスの水準の確保という観点が重要であること。指定管理者の適切な評価を行うに当たって、当該施設の対応に応じ、公共サービスについて専門的知見を有する外部有識者の視点を導入することが重要である。指定管理者との協定等には、施設の種別に応じた必要な体制に関する事項、リスク分担に関する事項、損害賠償責任保険等の加入に関する事項等の具体的事項をあらかじめ盛り込むことが望ましいこととして、さまざまな通知が来ていると思うんです。

これは一々申し上げませんが、指定管理者の選定過程に関する留意事項、指定管理者に対する評価に関する留意事項、指定管理者との協定等に関する留意事項、委託料等の支出に関する留意事項、こういう事細かに来ていると思うんだけれども、市ではこれらの留意事項についてどう検討され、判断されているのか、この際お聞かせをいただきたいと思うのであります。

そして、特に指定管理者の問題では、図書館でありますとか博物館でありますとか公民館、こういう社会福祉施設をどう考えていらっしゃるのかということ。更には、福祉施設である桜丘荘やコスモス苑、あるいは公立保育所、特に公立保育所については今、厚生労働省の社会保障審議会少子化対策特別部会で、公的保育制度に営利企業が参入できるようにする議論が早いテンポで行われているのであります。国と自治体が責任を持つ現制度の維持、存続、拡充こそ求められていると思うのでありますけれども、市の公立保育所の指定管理者制度について私どもは賛成できないわけでありまして、どんな検討なされようとしているのか、この際承っておきたいと思うのであります。

市では外部委託の推進に関する指針、こういうものをつくって、外部委託をどうするかということを進めておられますけれども、その外部委託の推進に関する指針の中身、そしてそれに沿ってどういう検討をなされているのか、この際お聞かせをいただきたいと思うんです。

現在の指定管理者制度の期間、市としては3年間の期間が来ますけれども、市として指定管理者にした施設、これらがどんなふうに、市が管理運営したときよりもどれだけ市民の役に立ったのか、これらについてきちんとした評価をして、それらを市民に公表する、そういうことをすべきだと思うけれども、どうお考えでしょうか。この評価の基準も、きちっと基準をつくって、議会や市民に公表すること、この点を求めたいと思うけれども、いかがでありますでしょうか。

そして、指定管理者は、永久に1社だけが指定管理者であるわけではありません。何年かのことを経て、入札に付するわけでありまして、今後の指定管理者の任期満了に伴うその後の選定をどうお考えなのか、この点どう検討されておられるのか、お聞かせをいただきたいと思うんです。

特に私は、受け皿になる企業というのは土別あたりでは少ない。だから、中には市以外から専門的なことをやっている業者も選定の中に入れるべきではないか、こんな意見もあるわけだけれども、私はそこところは本当に慎重の上にも慎重でなければならぬし、そういうことをやらなければならない理由なんかも、よく議会にも相談をしていただいてやっていくべきだと思うし、安易な外部の、土別外からの指定管理者の導入、これらを簡単にすべきではない、こう思うんだけど、この際その後の選定をどうお考えになっているのか、お示しをいただきたいと思うのであります。

質問の第3は、住民税の年金からの天引きについてであります。

- 1つには、特別徴収される制度の内容、それから対象者と税額は大体どのぐらいになるのか。
- 2つには、納税者が強制的に天引きされる、そのことによってどんな利益があるのか。そして、そのメリットは市の行政にとってどんな改善が図られたり、どんなメリットがあるのか。
- 3つには、特別徴収は、具体的にはどういうふうに行われるのか。
- 4つには、国保税における特別徴収の状況。住民税が非課税の世帯、これは住民税の徴収は非課税だからないけれども、国保税の場合は、収入が1銭もなくとも国保の税金がかかるので

あります。しかし、私どもも随分この議会でも言いましたけれども、国保税については年金からの天引きだったけれども、納税者の選択制になったという経緯がございます。例えば、住民税はかからないけれども、国保税は65歳の単身で、収入がなくても幾らの国保税はかかるのか。65歳夫婦2人世帯で収入がない場合、2人では幾らの国保税がかかるのか、この際明らかにしていただきたいと思うんです。

5つには、本市における口座振替の率、これは道内でも私は高いほうだと思うんだけど、どうでしょうか。特に、市は、以前は納税組合なんか通じたりしながら、税金の口座振替の協力を市民に随分と訴えてきて、市民もその口座振替に随分と協力をしてきた、そういう結果だから、そういう協力もしてきて、今度は有無を言わず天引き、ちゃんと払っているのに何で天引きなんだという声は、どうせ取られるんだからいいなどというものではなくて、精神的に悪い。そういうものとして、そんな行政不信を招くようなことをあえてしなければならないのか。今までの普通徴収を選択してもいいのではないのか、こう思うんだけど、いかがでしょうか。

7つには、特別徴収制度の対象者に対する周知はどう行われているのか。また、市民の皆さん方の意見にどうこたえておられるのか、この際お聞かせいただきたいと思うんです。

市民への周知については、いわば全戸に配布をして、全市民にこれを知らせて宣伝するんだ、こういう方向に進んだりしていると思うんです。広報なんかにも出ている。また、新たにこれだけのチラシをつくって、全戸に周知をするということもやられるようでありますけれども、簡単に言えば、全戸に周知する場合に、対象者に親切な説明も行う。このことが求められているのではないかと思うんだけど、いかがでしょうか。

また、市長としては、全道市長会、こういうところでも突然と天引きの税条例が改正される。こういうことに対して、上に物を言うことはできないのか。市としては天引きではなくて、普通徴収でもいいのではないのか、こういう意見なんかは上げることができないのか。

それから、地方税法の改正がやられる前に、本来、地方の税金がこういうふうに改正されると。これは、住民にこんな天引きなんだと、強制的に。担当する市町村の担当者はどうお考えですかというふうに下の意見を聞くのが国の政治のあり方ではないか、こう思うんだけど、こういうお話や相談はなかったのかどうか、この点もお聞かせください。

最後に、この点で一言聞いておきたいんだけど、本年5月の臨時市議会での地方税法の改正は可決されました。市の議会にかかって可決されたんだけど、もしこれが、そんな天引きしなくてもいいと、今までどおりでいいではないか。きちんとみんな払っているんだと、払う人は。そういうふうにして、地方税法の改正の議案がこの土別市の本会議で否決された場合には、これはどうなるんでしょうか。否決されたって、国で決まったんだから、それはもう取られるんだから仕方ありませんと。そうすれば、地方自治体の議会というのは何なんでしょう。議会の議決というのは何なんでしょう。この点に対する見解を求めておきたいと思うのであります。

質問の最後は、社会教育についてであります。

2006年に改悪された教育基本法の具体化として本年6月、社会教育関連3法、社会教育法、博物館法、図書館法の改正が行われました。この改正は、子どもは必ずしも賛成ではありませんでした。社会教育委員の規制緩和、社会教育委員会議とほかの会議と合同してもいい、こんな通知が出されています。

社会教育委員の会議というのは、もともと任意設置の会議だけれども、社会教育関係団体への補助金支出がありますから、実質必置制の形で置かれているのであります。今回の法改正では、社会教育委員の会議を設置していない場合、他の合議制の機関でもいいというのであります。社会教育委員会議は、教育委員会に対する助言機関として、社会教育に関する諸計画を立案する。社会教育法第17条、こういう地域社会教育計画立案権を持っているのであります。

この委員会が廃止されるということは、自治体の公民館や図書館、博物館、地域の社会教育をどうしていくのか、これを考える市民や委員会がなくなるということでありまして。住民が参加している社会教育委員会議の役割は非常に重要だと思うんだけど、この点はどういうふうにお考えでしょうか。

あるいは公民館運営審議会、これも「運営審議会を置く」ということから「置くことができる」、こういうふうに変えられてきたのもございます。公民館の問題については、土別は本館と分館、それから全部の公民館で18館の公民館を持っているのでございます。公民館の全体の予算と内容について、この際伺っておきたいと思うのであります。

公民館活動の推進についてだけれども、私もこの議会で、分館活動も市会活動と同様な点多くて、そしてないところもあるわけだから、検討する時期に来ているのではないかと取り上げた経過もございます。公民館ができたときには、青年団でありますとか、本当に地域の振興のために、非常に大きな役割を果たしてまいりました。そして、地域の振興や人間社会の発展のためにも大きな役割を果たし、それは今も変わりはないと思うのであります。

子どもが幼少のころでは考えられない事件が毎日毎日、人間の殺伐とした事件が起こっているし、子供たちの事件も絶え間なく起こっている。そして、少子化の中で地域のつながりも薄くなるなど、むしろ社会教育や公民館活動の重要性、これはもっと再確認して発展させる、そのことが今求められているのではないか。公民館のないところでも、自治会活動の一層の発展を公民館活動とともに作り上げていく、こういうことを考えるときに来ているのではないか、こう思うんだけど、公民館活動のあり方、18館あるこの公民館活動をどうしていくのか。これらについても検討を加える、こういうふうにされておりましたけれども、今日までどんな検討がなされて、どんな方向を出されてきたのか、この際承っておきたいと思うのであります。

社会教育について最後に申し上げたいのは、社会教育法を改正する法律案、これは私も初めに申し上げましたけれども、余りいい改正ではなかった。しかし、衆議院の担当委員会でありまして文部科学委員会、参議院の文教科学委員会、ここでは7項目、8項目の附帯決議がつけられております。このような附帯決議をしなければならぬほど、この法律は不十分だったと言

わなければなりません。

私は、附帯決議は、なかなかこの法律の施行に当たってのさまざまなことが書かれております。指定管理者制度の導入による弊害についても十分配慮して、適正な管理運営体制の構築を目指すことでありますとか、あるいは博物館についても、多様な博物館がそれぞれの特色を発揮しつつ、利用者の視点に立ったより一層のサービスの向上を図られるようにということでありまして、社会教育主事、図書館の司書及び博物館の学芸員、多様化・高度化する国民の学習ニーズ等に十分対応できるよう、今後ともそれぞれの分野における専門的能力、知識等の習得について十分配慮することでありまして、本当によく附帯決議が出されているのでございます。

ぜひ、私はこの附帯決議も、これら社会教育に携わる方はもとより、全職員がこれらを学習し合って、土別市の社会教育の進展のために大いに努力をしていただきたいということを強く申し上げまして、私の一般質問を終わるものであります。（降壇）

議長（岡田久俊君） 田苺子市長。

市長（田苺子 進君）（登壇） 斉藤 昇議員の御質問にお答えをいたします。

最初に私から、来年度予算編成方針に関する御質問のうち、1つには予算編成の基本的な考え方、2つには来年度地方交付税の見通し、3つには病院改革プランが与える総合計画の影響など、来年度予算編成方針のこうした基本的な問題について御答弁を申し上げ、そのほか編成方針の詳細、あるいは指定管理者制度、住民税の年金からの天引き、社会教育については、それぞれ本庁担当の副市長、各担当部長並びに教育委員会から御答弁を申し上げることにいたします。

予算編成における基本的な考え方ではありますが、来年度予算は地域の特色を生かしたまちづくりの推進とともに、本年度を初年度とする土別市総合計画の着実な達成を目指すことを基本に編成をいたす考えではありますが、本市の最大の課題であります病院経営の改善につきましては、病院独自の改革に加え、一般会計からの新たな負担によるものとしたことから、長期的視野に立った持続可能な財政構造を構築していくための重要な予算編成になるものと考えております。

しかし、本市の財政状況は地方交付税や国庫補助金などの依存財源に頼った財政構造にありますことから、国の経済情勢や地方財政計画に大きな影響を受けるものでありますので、従来にも増して職員一人一人が共通認識に立って、事務事業の徹底した経費の節減や優先順位による厳しい選択など、限られた財源の中で最大の効果を上げることに努めるよう、予算編成方針の中で指示をいたしたところであります。

また、明年度は市長選挙の年でもありますが、任期満了が9月下旬であり、福祉施策を初め公営住宅や道路事業などの主な政策事業は、総合計画で予定された事業でありますことや早期発注の必要性、行政の継続性の観点から、通年予算で編成をしたところであります。

そこで、現在の国の経済情勢を踏まえた上での来年度、本市の地方交付税などの見通しにつ

いてであります。本年8月、国の概算要求時における総務省の平成21年度地方財政収支仮試算で、地方の一般歳出は、社会保障費の大幅な増を見込む一方で、これまでの構造改革路線を踏襲し、投資的経費を3%減としていることから、歳出総額では本年度と同じ程度として、歳入におきましても都市と地方の格差是正のための地方法人特別譲与税創設により、地方交付税の減額はあるものの一方、地方一般財源総額では大きな影響はないものと試算をされていたところであります。

しかしながら、この後におけるアメリカ経済の破綻が我が国に深刻な影響を与え、本年度の法人税収は5兆ないし6兆円という大幅な減収により40兆円の後半になるものとされ、来年度当初予算ベースでの新規国債発行は3年ぶりに30兆円を超える見込みであります。地方自治体への影響が懸念される一方で、道路特定財源の一般財源に伴う地方への1兆円については一定の方向性が示されたものの、地方交付税の増額なども含め、いまだにさまざまな議論がされており、見通しの立たないのが実情であります。

こうしたことから、来年度予算編成に当たっては徹底した歳出予算の効率化はもとより、本市の自主財源の柱であります市税の動向を的確にとらえるとともに、この後、国から示される地方財政対策などに注視しながら、慎重に地方交付税などについて試算をしてみたいと存じます。

次に、病院改革プランの実施による総合計画への影響などについてお尋ねがございました。

一般会計におきましては、病院改革プランの実施に伴って、平成20年度は不良債務解消分を含めて約4億5,000万円、21年度以降は2億5,000万円から約3億円の新たな負担が生じることにより、一定期間は収支が不足する見込みにあります。改革プラン策定に当たっては総合計画の実施事業に極力影響を与えないこと、新たな市民負担が生じることのないことを基本としたところであり、収支不足につきましては財政調整基金での対応が可能と今のところ判断をいたしているところであります。

今後、医師確保や病院経営の更なる見直しを図るほか、一般会計初め他の会計においても事務事業の効率化を図る中で、収支不足の圧縮に努め、多くの市民の御提言をいただき策定した総合計画の実現に向けて鋭意全力を尽くして、市民福祉の向上に努めてまいりたいと存じます。

また、国の税制改正など一方的な法律がつくられて、地方に対してこうした制度改正がある意味では問答無用に押しつけられることについては一体どう考えているのかと。また、そうしたことにつきましては、全国市長会等においてもこれらについての動きはなかったのかどうかというふうなことのお尋ねですが、確かに私も今の記憶としては存じておりませんが、申しわけないと思っていますが、これらについてはもちろん全国市長会の中で、国がこういったものを地方にどんどんと事務を転嫁してくることについては、ある意味ではアレギー的な立場で私どもは行動しておりますので、いろいろあったというふうに私は理解をしておるわけでありませぬ。

おっしゃるように、生活を唯一の年金に頼っている者にとってみた場合に、何でもかんでも

引き去るというのは、やっぱり私もいかなものかという心境でございます。こうした時代が変わって、利便性をただ求める、あるいは効率性をただ求めていくというような国のこうした一辺倒なやり方に対しては強くいろいろ考えるものでありまして、何とかしてもっとゆとりのあるといえますか、包容力のある地域社会をつくっていくためには、何でも上からの押しつけで世の中が動くというこの体質は思い切って変えていかなきゃならん、そんなことを私も市長としても強く認識をしておりますことを御理解いただきたいと思えます。

以上でございます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 相山副市長。

副市長（相山慎二君）（登壇） 私から、来年度予算編成にかかわるお尋ねのうち、20年度一般会計の決算見通し、病院改革プランにおける基金の運用及び来年度の公共事業の状況、更には公共料金に対する考え方について御答弁を申し上げます。

まず、平成20年度一般会計の決算見通しについてでありますけれども、19年度一般会計決算におきましては、合併支援措置などの影響から特別交付税が予算計上額より約2億2,000万円の大増となったほか、市民税全体でも約1億3,000万円の増となる一方で、財政健全化計画に基づく定員適正化の実施、更には実質7.4%の給与独自削減、コスモス園・桜丘荘デイサービス送迎業務の委託、簡易郵便局事業の見直しのほか将来の公債費負担を考慮して、投資的経費の抑制を図るなど、財政構造の改革に努めたことにより19年度の決算で6億円の黒字を計上し、それを20年度に繰り越して今に至っているところでございます。

そこで、20年度の決算見込みにつきましてでありますけれども、前段、先日12月の特別交付税の交付にかかわって、本市の交付額が大幅に44%程度落ちているということについての内容でございますけれども、この落ちた要因と申しますのは、合併支援包括算入ということで17年度、18年度、19年度3カ年で約4億円の特別交付税措置が講じられることになっておりまして、19年度で約8,000万円算入されておりましたのが期限が切れたと、終了したということで、今回の12月交付額についてはその影響で最終的には7,000万円を超える交付額になったということでございます。これらのことについては当初から見込みをいたしておりますので、このことによって大幅に財政当局としては落ち込んだという認識には今のところ立っていないところでございまして、こういった観点も含めて、20年度の決算につきましては都市と地方の格差是正のため、普通交付税において地方再生対策債が創設されました。本市には約1億7,000万円の算入、19年度に比較して約1億3,000万円の増となったほか、市税収入も現在のところではほぼ予算額を確保できる見込みにありまして、歳出面では新たに本庁舎車両管理業務の委託、組織機構の見直しによる定員の適正化など、効率的な行財政運営に努めていることから、病院改革プランの中でも財政収支でもお示したとおり、本年度については黒字決算を維持できるものと判断をいたしているところでございます。ただ、病院事業会計については、急激な医師、看護師の不足から、本年8月以降、病床数を縮小して経営をいたしておりますものの、平成20年度においても収支不足が見込まれております。

こういった状況の中、本市の財政運営に当たりましては、新たな自治体財政健全化法における各健全化判断比率、中でも連結実質赤字比率の改善が急務でありますので、今後これを念頭に置いた財政運営に努めてまいりたいと存じます。

また、病院事業会計の不良債務解消についてでございますけれども、改革プランにより19年度までの不良債務に20年度の資金不足見込額約3億2,000万円を加えた16億4,000万円の不足分については、一般会計からの計画がありますように、新たな繰り出しの創設で1億7,000万円、そしてそれをやったとしても20年度に限っては収支不足が見込まれる2億7,300万円のほか、基金の活用による5億円の貸し付け等々の方策を講じて、本年度中に病院の実質赤字、不良債務に係る分については解消する予定をいたしているところでございます。

そうした中で、ここの基金の運用につきましては、当初計画では一般会計から病院事業会計に長期貸し付けをするという形で、基金を財源として活用すると考えておりましたけれども、総務省との協議の中では、基金をそういう形で活用して貸し付けしたにしても、病院事業会計にとっては実質的な債務になるということの見解から、現段階の協議の中ではその5億円につきましては一般会計からの基金の活用は変わりありませんけれども、一般会計からの繰り入れという形で措置をするように今、変更を予定をいたしているところでございます。

そこで、そういった措置をとりました後の基金の状況でございますけれども、病院事業会計へたゞいま申し上げた繰り入れする5億円の原資といたしましては、現段階では合併特例振興基金現在高11億円あるわけでありまして、そのうちの2億円、地域福祉基金につきましては2億3,000万円のうち9,000万円、ふるさと創生基金、公共施設整備基金について現在高のほぼ全額となる1億2,000万円と9,000万円をそれぞれ充当する予定をいたしておりますけれども、最終的には一般会計並びに病院事業会計の決算見通しがある程度固まった3月時点で決定してまいりたいと考えております。

こうした形の中で、その後の基金の状況がどうなるのかということでございますけれども、19年度末基金残高につきましては、財政調整的な基金で約6億9,000万円、その他目的基金で17億5,500万円の計24億4,500万円でありますので、このたびの病院の対応に当たりましては、先ほども申し上げましたように、財政調整基金については今後の財政運営の弾力性を確保するという意味から、病院への5億円の繰り出しには使わないということで考えているところでございます。また、今回運用する基金につきましては、今後の財政収支見込みをもとに、平成24年度から10力年で一般会計においてそれぞれ基金に積み戻しをいたす予定でございます。

次に、来年度の公共投資事業についてのお尋ねがございました。

お話のように、公共投資事業は市内経済に大きな影響与えるところでありますけれども、大型の社会資本整備がおおむね完了していること、あるいは農業基盤整備などの進捗とともに、近年では減少傾向にございます。このことは全国的な傾向でもありますけれども、本市の場合、決算統計ベースで申し上げますと、平成12年度から14年度当時は約50億円を超えていた投資的経費が、平成17年度は29億円と大きく減少し、18年度以降は20億円から25億円規模での横ばい

の状況となっているところでございまして、こういった点については議員も御心配がありましたように、市内の経済にもある意味では大きな多少の影響が出ているものというふうに考えておりますので、今後の投資事業の確保につきましては、昨年策定いたしました総合計画でも申し上げておりますけれども、将来の公債費の負担を極力平準化することと一方では、年度ごとによって投資額の増減が激しくならないように配慮することといたしているところでございます。

そこで、21年度の主な公共投資でありますけれども、基本的には総合計画に基づく予算編成をしてまいりたいと考えておりますけれども、明年度実施を予定いたしておりました多寄小学校改築事業につきましては今般、国の補正措置が講じられるということでございますので、この定例会の最終日に補正をし、全額繰り越して明年度実施をすることといたしているところでございます。

そのほか、現段階で予定している主な事業を申し上げますと、新規としては地上でデジタル放送開始に向けた上土別中継局の整備事業、めん羊工芸館整備事業、サンライズホール改修事業など、更には西大通街路整備事業の着手を予定して、継続事業といたしましては北部団地E棟建設事業、下水道合流改善事業、東山浄水場改良事業などのほか、市道路盤改良事業にあつては計画的に実施をまいりたいと考えております。

工事の発注ベースでは、北部団地建設については本年度に既に全額を発注を終えておりますことから、更には東大通街路事業、大和橋架替事業の完成より、発注ベースそのものでは20年度より減少するというふうに考えております。

また、これらに関連をいたしまして、国・道の来年度の事業についてでございますけれども、北海道の事業につきましては、道路橋梁関連では道道雨竜旭川線歩道新設のほか、金川橋改修事業など河川関係での一定の改修事業費が予定されているということで予算要求も行っているようでありますので、総額では本年度と同程度の事業費が確保されるのではないかと考えておりますし、国の事業につきましても、本市にとって念願であります上土別国営農地再編整備事業が、御存じのとおり今、最終的には実施の見込みにありますので、そうなりますと地元経済への波及も期待できるものと考えておりました、これら国・道の事業にあつても、構造改革路線により抑制傾向にあるところでありまして、今後の事業量の拡大などについて、今後とも積極的に働きかけてまいりたいと考えております。

次に、国の制度改正などによって21年度から新たな市民負担の増減があるのかというお尋ねがございました。

国は、2006年の骨太方針において、社会保障費抑制の考えから生活保護費扶助基準の見直しなどを5年間の中で実施することといたしておりましたが、現段階では大幅な生活保護費の引き下げ、更には児童扶養手当の削減など、住民の負担増につながる見直しなどは検討されていないようであります。一方、負担減となるものとしたしましては、後期高齢者医療制度で医療費の窓口負担が本年8月から3割に増えた一部の高齢者については、従来1割に戻すほか、

保険料軽減について一部拡大されたところでございます。

次に、合併協議に基づいた住民負担等の変更に係る調整についてのお尋ねがございました。

合併時点では、両市町においてさまざまな違いがありましたけれども、基本的には住民がひとしくサービスを受用できるよう、また、負担がひとしくなるよう国保税、介護保険料などの調整を図ったところでございます。ただ、急激な改変は過度の住民負担につながるという考えから、一定の期間の中で段階的に調整いたしたもので、その内容を申し上げますと、重度心身者、ひとり親家庭、乳幼児などの医療費助成、がん検診徴収金、保育料、法人市民税の超過課税分、火葬場使用料、公営住宅家賃減免、駐車場料金、スキー場シーズン券など、更には上下水道料金などにつきまして、本年4月に統一をいたしたところでございます。

また、公営住宅使用料につきましては、旧朝日町の減免基準を廃止し、土別市の基準に統合したところでありますけれども、所得の状況によっては入居者にとって大きな影響があることから、最大4年間の激変緩和措置を講じているところであります。これらにつきましては、合併時の住民説明会や新土別市ガイドブックなどによる概要説明、広報紙による周知、該当者に対しては直接文書による事前説明のほか、個別に説明を行うなどして対応してまいったところであります。

次に、明年度の公共料金等の見直しにかかわってでございます。

まず、今定例会最終日に提案を予定いたしております手数料徴収条例の一部改正につきましては、建築確認時の申請手数料などについて、現行の北海道の手数料の基準に合わせようといったものでございまして、市民の方が一般的に関係をするものとしたしましては、床面積が100平方メートルから200平方メートルの一般住宅を建築する際の建築確認申請手数料を1万4,000円から2万7,000円に、完了検査審査手数料を1万6,000円から2万円に改正いたそうとするものであり、年間といたしましては30件から40件の申請があるものと考えてございます。

また、その他の公共料金等につきましては、これまでも受益と負担の公平性の観点から、必要あるごとに時々の状況を判断しながら改定を行ってきたところでございまして、この考え方は変わるものではないわけでありましてけれども、今日の物価高騰あるいは急激な経済情勢の悪化など、今、市民の置かれている現状を考慮した場合に、更には合併後ばらつきがあった公共料金を統一して間もないといった状況から、現状の中では明年において更なる公共料金の改定を予定はいたしていないところでございます。

以上申し上げます、答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 吉田市立病院事務局長。

市立病院事務局長（吉田博行君）（登壇） 私から、市立病院の決算見込み及び予算など、病院に関する御質問についてお答えを申し上げます。

初めに、市立病院の20年度決算見込みについてであります。

例年12月以降の収支状況につきましては、インフルエンザの患者数の動向などにより大きく変動いたすところでありますが、現時点での試算で申し上げますと、外来診療は循環器内科医

及び消化器内科医の退職から、内科は前年度より大きく患者数を減少させるとともに、皮膚科においても同様の状況にあります。しかしながら、病状の安定した内科患者を外科や婦人科などでの診療を4月から始めたことや、2月以降、脊椎専門外来及び療養診療科外来などを開設し、新たな患者の確保に努めたことなどにより患者数の落ち込みをできるだけ抑制する中で、診療単価が前年度を上回っていることから、外来収益は前年度を幾分超える額の確保ができる見込みにあります。

また、入院診療につきましては、外科、整形外科及び療養診療科で患者数が伸びており、入院単価も前年度を上回っている状況にあります。また、外来診療同様、医師退職の影響などから、内科及び皮膚科で患者数が大きく落ち込むとともに、8月1日に一般病棟の病床数見直しを行ったことなどにより、19年度並みの患者確保は難しい状況にあり、入院収益は前年度を下回る見込みにあります。しかしながら、外来、入院を合わせた診療収益全体としてはほぼ前年度並みの確保はできるものと判断いたしております。

一方、費用につきましては、医師及び看護師の退職の影響から人件費が減少するとともに、薬品費や診療材料費につきましても、10月から外来処方せんについて完全院外処方にするなど、経費節減に努めているところであります。この結果、不良債務は19年度に発生した約5億円に比べて1億8,000万円ほど減少しますが、3億2,000万円程度が新たに発生するものと考えております。なお、これら不良債務につきましては、今回策定した病院経営改革プランに基づき、20年度中に全額解消する予定にあります。

次に、21年度予算についてであります。

21年度予算につきましては、現在取りまとめ中ではありますが、収益につきましては20年度並みを予定する中で、新たな医師の確保により収益の更なる上積みを目指してまいります。

一方、費用につきましては190床に見合った病院体制での運営を行うため、コメディカル部門などの20年度中退職者に対しては不補充として、人件費の抑制を図るとともに、業務につきましても民間活力を活用するなど、費用の縮減に努めてまいります。ただ、現在、市を挙げて医師確保に取り組んでおりますが、新たな対策について検討が終わり次第、予算に盛り込んでまいりたいと考えております。

なお、20年度中に不良債務の解消を予定していることから病院債の発行が可能となりますので、老朽化が進んでいるMRI、超伝導磁気共鳴診断装置の更新や、内視鏡センターにおいても専門医師が確保された場合にはその充実・拡大を行い、更なる収益の確保を図り、改革プランの円滑な推進による病院の経営の改善と地域医療の確保を目指してまいります。

次に、改革プランが病院全職員のものになっているのかとのお尋ねでございますけれども、このことにつきましては、改革プラン策定に当たっては病院職員から多くの意見をいただくとともに、改革プランは医局を含め、幾度かにわたって協議や説明を行っており、例えば素案の全職員に対する説明におきましても、医師が参加したりしておりますので、職員そのものについては改革プランは理解していると思います。更に、院長からも医局の医師の皆さんに対して

は、この改革プラン、一般会計は大変財政が厳しい中で、多額の繰出金をもってこの改革プランになると、こういったことについては院長からも詳しい説明がなされているところでございます。

次に、各月の経営状況の把握及び職員への周知についてであります。

病院におきましては、患者数の動向や収支状況などについて毎月ごとに集計をとっており、おおむね翌月の第4週目に開催される管理職を中心とした管理会議に報告しているところであり、その内容につきましては、前年度実績と比較ができるようにして、収支状況及び患者数にあっては、診療科別の外来・入院・患者数の状況や病棟ごとの病床利用状況、また、薬局、診療放射線室、臨床検査室、内視鏡センター、リハビリテーション室及び健診センターの稼働状況などのほか、薬剤費、診療材料費、光熱水費の購入状況などについて報告し、これらデータを分析して、改善点があれば、できるものから改善していくなどして、翌月以降の病院経営に役立てているところであります。

更に、四半期ごとの収支状況等につきましては、より細かな分析を行う中で、管理会議よりメンバーが多い病院運営会議に報告いたしているところであります。また、これらデータは、毎月定例で行われる医局会議においても内容を分析する中で、病棟の稼働調整などに用いて、収益の確保を目指すとともに、今年から病院改革推進会議での報告や、グラフを用いてよりわかりやすくしたものを院内に配布するなどして、病院の経営状況について、職員間で情報を共有することとしております。

加えて、平成19年度の決算状況等について、本年6月に病院職員全員を対象に説明をいたしたところでありますが、今後においても同様の手法を用いて情報の共有を図ることにより、市、病院一丸となつての経営の立て直しを目指すとともに、何といたしても市民の皆さんの病院に対する御理解と御協力をいただかなければなりませんことから、ふれあいトーク、病院出前講座などを通じて、機会あるたびに病院の情報を提供いたしてまいりたいと存じます。

次に、市立病院の広域化連携についてであります。

今回策定した病院経営改革プランにおきましても、病院再編ネットワーク化の観点から、名寄市立総合病院との検討を進めていくことといたしております。そこで、道を交えての検討状況ではありますが、去る11月7日に上川北部保健医療福祉圏域連携推進会議が開催され、本年3月に策定された北海道医療計画に基づき名寄保健所が作成した「北海道医療計画上川北部地域推進方針（案）」が示されたところでありますが、ここには広域化連携に関してより具体的な考えは示されなかったところであります。

また、この会議において上川北部自治体病院等広域化連携検討会議の状況報告がなされましたが、これまでに3回の検討会議が開催されたところであり、異なる経営環境にある自治体病院等がそれぞれの役割分担をする中で、地域の医療を守るためにどのような連携が可能か、検討が進められているわけでありませうけれども、これらに関して早急に結論を出すことについては、現段階ではなかなか難しいものと認識いたしておりますが、今後とも鋭意協議を進めてま

いりたいと存じます。

以上申し上げて、答弁といたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 昼食を含め、午後 1 時30分まで休憩いたします。

（午前 1 1 時 5 2 分休憩）

（午後 1 時 3 0 分再開）

議長（岡田久俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

鈴木総務部長。

総務部長（鈴木久典君）（登壇） 私から、指定管理者制度についてお答え申し上げます。

指定管理者制度につきましては、民間事業者が有するノウハウや能力を幅広く活用することにより、住民サービスの向上や経費の削減等を図ることを目的として導入され、平成15年の地方自治法改正により、従来の地方公共団体が出資している法人や公共団体等に限られていた公の施設の管理運営が企業やNPOなどの民間事業者においても可能となり、市の直営あるいは指定管理者制度のどちらかによるものとされたところであります。

こうした中、本市におきましては、公の施設における指定管理者制度導入の可能な施設について調査・検討の上、これまで管理委託制度により運営していた土別市総合福祉センターなど、10の施設について初めての指定管理となることから、制度の趣旨でありますより効果的なサービスを提供できること、コストの縮減が図られること、地域の雇用や活性化につながることを主眼に、平成18年4月から指定管理者制度に移行し、運営を行ってきたところであります。

そこで、今後の指定管理者制度の導入についての考え方であります。図書館、博物館などの社会教育施設や桜丘荘、コスモス苑などの福祉施設、市立保育所など児童福祉施設についての考え方ですが、まず図書館及び博物館につきましては、本市の社会教育を推進する拠点施設として、図書館法及び博物館法においてその果たすべき役割が明示されており、学芸員や司書といった専門職員の配置により、生涯学習の中核的施設として各種事業の展開に努めており、近年、生涯学習の重要性が高まる中、一層の充実が求められているところであります。

次に、桜丘荘及びコスモス苑につきましては、支援が必要な人を入居させ、生活の拠点となるなど、経営安定を通じた利用者の保護の必要性が高い社会福祉事業で、いわゆる第1種社会福祉事業については、社会福祉法で国・地方公共団体または社会福祉法人が経営することが原則とされている公共性の高い事業でもあります。

次に、市立保育所についてであります。子育て支援の主要施設として、児童福祉法に基づき4カ所の市立認可保育所を開設しておりますが、少子化傾向の中で、子育て支援策は総合計画においても重点プログラムとして位置づけており、また、平成21年4月に公布される改定保育所指針においても、保育内容の充実や保育士の資質向上など、次代を担う子供たちの健全な

育成を図るため、これまで以上の保育サービスが求められているところであります。

このようなことから、お話にありました社会教育施設や老人福祉施設、児童福祉施設につきましては、専門性、継続性、安全性、公共性の非常に高い主要な施設であり、仮に指定管理者にゆだねる場合、受け皿となる団体が市内にあるかといった課題のほか、利用料金やサービスの水準、職員処遇の問題など、さまざまな課題があり、今後、慎重に検証・検討することが必要と考えております。

そこで、こういった課題も踏まえまして、本年3月に士別市行財政改革大綱実施計画に基づき、外部委託の推進に関する指針を策定したところであり、市が実施主体として担うべき行政サービスの提供や事務事業について、市が直接実施する必要性、また、外部委託によるサービスの向上やコスト削減の効果という視点から、行政と民間の役割分担のあり方を見直し、その運営について検証を行い、外部委託を進める対象や課題の整理をするため、事務事業の総点検の作業に着手したところでありますので、多様な観点から整理・検証する中で総合的に検討を加えてまいりたいと考えているところであります。

次に、指定管理者の選定についての考え方であります。

明年3月末には、現在制度を導入している10の施設の指定期間が満了となりますことから、指定管理者の候補者の再選定が必要となりますが、事業者から計画と実績の差異についての報告とあわせ、利用者からのアンケート結果等についても報告を求め、これら関係書類等をもとに評価・検討の上、非公募による継続選定を予定しているところであります。

この3年にわたる指定管理の評価につきましては、これからその作業が進められるわけですが、その効果について十分に検証する中で、市民の皆様にもお知らせしてまいりたいと考えております。また、新たに指定管理者制度の活用を予定する場合には、施設の設置目的や管理運営の内容により、本市経済情勢や雇用情勢にも配慮する中で、市内に受け皿となる事業者があるかなども判断基準とするとともに、市内事業者等に限定した公募による選定を基本とすることで考えているところであります。

指定管理を導入する場合には、斉藤議員お話のとおり、全国的にもさまざまな課題も生じているケースがあることから、安易な導入につながることをないよう、慎重を期してまいる考えであります。

以上、答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 有馬市民部長。

市民部長（有馬芳孝君）（登壇） 私から、住民税の年金からの天引きについてお答えを申し上げます。

本制度は、本年4月30日の地方税法の一部改正により、今まで納付書や口座振替で納付をしていただいていた個人住民税の普通徴収分のうち、公的年金受給者の納付の便宜を図るとともに、市町村における徴収の効率化を図る観点から、個人住民税の公的年金からの特別徴収制度の導入を平成21年10月から実施するものであります。

次に、特別徴収の導入による本市の対象者数及び徴収税額につきましては、確定申告終了後でなければ把握できませんので、現時点での推計でお答えをさせていただきたいと存じます。

対象者につきましては、65歳以上で老齢基礎年金等を年額18万円以上受給されている方は7,060人で、うち市・道民税の納税義務者は1,664人となっております。なお、そのうち、年金以外にその他の所得がある方で、年金額だけでは非課税となりますが、その他の所得について課税される方247人を除いた特別徴収対象者は1,417人で、その率は20%となっており、21年度におきましても本年度と同程度の方が対象になるものと見込んでいます。

また、税額では、市民税は約5,970万円、道民税は約3,630万円で、合わせて約9,600円となっており、21年度におきましても同額程度になるものと推計しているところであります。

次に、納税者及び本市におけるメリットについてのお尋ねでございます。

公的年金受給者のメリットではありますが、現在、年4回の納期で納付していただいておりますが、これを年6回の年金受給月に特別徴収という方法で納付していただくことになるもので、1回当たりの税の負担額も軽減されることや、納税のため銀行等の窓口に出向く手間を省くことができるものと考えております。また、本市にとりましても、徴収事務の効率化につながるものと考えております。

しかしながら、後期高齢者医療制度においても、年金を取り巻くさまざまな問題がある状況において、本人の意思確認のない中での引き去りなどについて、被保険者からさまざまな御意見が出されたところでもあります。

次に、具体的方法についてであります。21年度におきましては、平成21年6月と8月の2回は市・道民税額の4分の1に相当する額を納付書により納付していただくこととなりますが、平成21年10月、12月、平成22年2月の3回は、それぞれ6分の1に相当する額が老齢基礎年金等から特別徴収されることとなっております。なお、22年度からは原則納付書での納付はなくなり、すべて特別徴収されることとなっております。

次に、国民健康保険税の特別徴収と住民税非課税世帯の状況についてのお尋ねでございます。

土別市国保世帯数は、本年3月末時点において5,208世帯でありましたが、後期高齢者医療制度創設により3,167人が移行したこと等により、11月末現在においては3,652世帯となっております。このうち、1,587世帯が住民税非課税世帯となっております。

国保税の特別徴収世帯につきましては、6月定例会におきまして305世帯の予定とお答えいたしましたところでございますが、その後、選択制の取り組みに向けた意向調査を実施し、口座振替への希望等があり、現時点におきましては249世帯が対象世帯となっております。このうち、住民税非課税世帯は122世帯となっているところであります。

また、これらの国保の課税状況につきましては、低所得者に対する軽減措置といたしまして、所得33万円以下の世帯については均等割、平等割の7割軽減が適用となります。仮に65歳以上の単身者で固定資産税がかからない世帯として計算をいたしますと、年税額は1万5,000円となります。同様に、65歳以上の夫婦2人で固定資産税がかからない世帯の場合は、年税額は2

万1,900円となります。このことから、本年12月の年金支給時におきましては、さきの単身世帯で2,500円、夫婦世帯で3,600円の特別徴収が行われるものであります。

次に、本市における国保税を含む市税の口座振替率についてのお尋ねでございます。

19年度におきましては、全体納税義務者数延べで2万8,372人に対し、口座振替を行っている方は1万4,995人で、52.9%となっており、道内でも上位にランクしているところであります。税目別に申し上げますと、固定資産税、都市計画税では52.7%、軽自動車税が56.1%、市・道民税の特別徴収分を除く普通徴収分は39.7%、国保税は60.1%となっております。なお、65歳以上の方で市道民税を口座振替していただいている方は849人で、その率は55.8%となっているところであります。

次に、納税者が特別徴収と普通徴収のいずれかを選択できないのかのお尋ねでございます。

既に特別徴収を行っている給与所得者につきましては、本人の意思により普通徴収を選択することは認められていないところであります。このことから、この制度におきましても、給与所得と同様に、公的年金に係る所得につきましては普通徴収を選択できる仕組みとはなっていないところであります。

次に、特別徴収制度に関する周知についてのお尋ねでございます。

本年10月24日に土別市自治会連合会主催の納税推進委員研修会において、本制度についての説明会を実施いたしましたところであります。この研修会における質問、回答につきましては、口座振替をしている場合はそのままよいのかとの質問に対しましては、口座振替から特別徴収への納付の方法が変更されることとなります。また、特別徴収は選択できるのかとの質問に対しましては、個人の意思が反映されることにはなっていないため、特別徴収対象者となった場合は拒否をすることはできませんとお答えし、均等割額だけでも特別徴収となるのかとの質問に対しては、均等割額だけでも特別徴収されることとなりますとお答えしたところであります。

なお、今後も、公民館のふれあい講座や各地区連自治会長会議においても説明会を開催するほか、平成21年1月にはリーフレットの全戸配布、広報しべつへの掲載を予定いたしております。更には、確定申告時におきましても、制度改正について口頭による説明をし、また、特別徴収対象者の方に対しましては、平成21年6月上旬に個人住民税の納税通知書にこの制度の趣旨や内容がわかりやすい説明文を同封いたしまして、周知に努めてまいりたいと考えているところであります。

御指摘のとおり、市といたしましても、住民税の公的年金からの特別徴収につきましては、対象となる市民の方に御理解をいただけますよう十分な説明のもとに周知を図っていくことが重要と考えているところでございます。

なお、既に実施されております国保税における年金からの特別徴収につきましては、対象となる方の意向により、口座振替との選択制が導入されております。後期高齢者医療制度におきましても、与党プロジェクトチームにおいて、平成21年4月より選択制を実施するとされたと

ころであります。また、65歳以上の方が支払う介護保険料につきましても、厚生労働省は現行の年金天引きに加え、口座振替を選択できる制度を導入する方針を決めたと伝えられております。

このような動向からいたしますと、このたびの住民税の年金からの特別徴収制度におきましても、選択制導入への方向性が推察されるところであります。このような状況から、今後予想されるこれらの問題につきましては、北海道市長会と十分な連携を図りながら対応してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上申し上げまして、答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 安川教育長。

教育長（安川登志男君）（登壇） 次に、私から、社会教育にかかわっての幾つかの御質問にお答えいたします。

御承知のとおり、平成18年12月に教育基本法が60年ぶりに改正され、生涯学習の基本理念、家庭教育、社会教育、学校・家庭及び地域住民等の相互の連携協力等、生涯学習・社会教育関係の充実が図られたところでございます。

その後、学校教育法等の改正がなされ、今年2月の中央教育審議会の答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」に基づき社会教育行政の整備等を図るため、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務、教育委員会の事務、公民館・図書館及び博物館の運営、司書等の資格要件に関する規定を整備することを目的に、社会教育法、図書館法、博物館法の社会教育3法が改正されたところでございます。

そこで、今年6月に改正された社会教育法の主な改正点でございますが、国及び地方公共団体の任務に、国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことを新設し、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することを踏まえて、学校・家庭及び地域住民、その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することが加えられております。

次に、市教育委員会の事務に、情報の収集及び利用を円滑に行うために必要な知識または技能に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催、放課後子どもプラン、学校支援地域本部事業を奨励するための規定を新設しております。また、規制緩和の観点から、審議会等への諮問を見直し、地方公共団体が補助金を交付する場合は社会教育委員の会議の意見を聞かなければならないという規定を改め、意見を聞くのは社会教育委員以外の機関についても認めることとなったところであります。

この改正は、議員も御指摘のとおり、自治体行財政改革の過程で社会教育委員の会議が廃止される可能性を含んでおりますが、本市におきましては社会教育計画策定において、住民の代表として重要な役割を担ってきた社会教育委員の会議につきましては、社会教育における住民自治を担保する観点からしっかりと存続し、会議の活性化に努めてまいります。

図書館法及び博物館法の改正点につきましては、社会教育法を加えた3法共通の改正となっ

ておりまして、社会教育施設の水準の維持向上や適正な運営の確保を図るために、運営状況に関する評価及び改善並びに地域住民等に対する情報提供に関する努力義務を新たに設けております。また、専門職員の資質の向上と資格要件の見直しがなされ、社会教育に関する専門職員となる資格を得るために必要な実務経験として、社会教育主事、司書、学芸員等、社会教育施設等における一定の職に3年以上あったことを評価できるよう規定が整備、新設されたところでございますが、受講資格の規制緩和によって、それぞれの専門性を後退させることのないよう対応してまいりたいと存じます。

中央教育審議会の答申におきましては、今後、行政に求められております生涯学習の振興方策として、生涯学習振興の必要性、社会の変化や要請に対応するために必要な力の重要性、目指すべき施策の方向性、更にこれらを実現するための具体的方策を掲げており、総合的な知識が求められる時代への対応、次代を担う子供たちが社会の変化や要請に対応するために必要な力を身につける環境づくり、生涯を通じた学習の支援、学校・家庭・地域が連携するための仕組みづくりの必要性が提案されております。

したがって、これらの施策を推進するに当たっての教育委員会としての取り組みにつきましては、基本的な検討課題として生涯学習、社会教育、学校教育等の概念の整理をすること及び生涯学習における社会教育行政の役割を再確認することにより、生涯学習の理念等についての基本的な整理をすることから着手していくことが肝要であると考えているところでございます。

更に、社会教育行政あるいは生涯学習行政として、具体的に取り組むべき内容といたしましては、第1に公民館、図書館、博物館の運営内容の改善充実により、社会教育を推進する拠点施設の機能強化を図ること。第2に、司書、学芸員など社会教育にかかわる専門職員の資質の向上により、生涯学習、社会教育の推進を支える人材の育成に努めること。第3には、民間団体の情報や活動内容を共有することにより、民間事業者等との連携の強化を図ることであり、これらの事柄について積極的に再構築に努めることが必要であると考えているところでございます。

次に、公民館についてお答えいたします。

まず、社会教育法の改正による公民館運営審議会の法的な位置づけであります。同法は地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律による改正で、平成11年に改正され、平成12年4月に施行されました。なお、同法第29条第1項において「公民館に公民館運営審議会を置く」と規定されていたものが、「公民館に運営審議会を置くことができる」と改正されたところでございます。

この改正により、法的には公民館運営審議会の必置規制が廃止され、任意設置となりましたことから、ある市におきましては各公民館に置いていた運営審議会を市に1つの運営協議会という組織に統合した例がございます。また、他市町村では、公民館運営審議会委員を社会教育委員と兼ねて委嘱している例もある状況にあります。

なお、本市の公民館条例第5条第1項においては「公民館にそれぞれ運営審議会を置く。」、同条第2項で「委員の定数は、各10人以内とする。」と、それぞれ規定しており、本市の5つの公民館すべてに10人以内の運営審議会委員を置き、現在に至っているところであります。また、本市の場合、公民館運営審議会委員と社会教育委員と他の委員を兼ねている状況にはありません。

次に、公民館本館と分館の予算内容であります。平成20年度当初予算ベースで申し上げますと、18の分館を含めた5公民館の合計で2,675万2,000円、うち分館活動に係る予算額は189万7,000円で、1分館当たり約10万5,000円となっております。分館活動予算を除いた本館別の予算額は、中央582万円、上土別195万円、多寄137万円、温根別288万7,000円、朝日1,282万8,000円で、合計2,485万5,000円となっております。

次に、公民館活動及び分館制度の推進についての取り組み方向についてお答えいたします。

ただいま議員からお話ございましたように、公民館は戦後の混乱期中、郷土再建の機運のもと、国民のよりどころとして提唱され、日本独自の社会教育の拠点として誕生いたしました。

本市では、こうした時代背景にあった昭和22年10月1日に、中央公民館の前身である土別町公民館を開館いたしました。その後、昭和29年の町村合併や平成17年の朝日町との合併を経て現在、中央公民館のほかに上土別、多寄、温根別、朝日の4地区に設置し、合計5館の公民館を設置しており、各公民館に分館を設けておりますが、その数は計18館であります。

したがって、5つの公民館本館と18の分館において本市の公民館活動を展開しておりますが、本市の公民館は草創期から現在まで、社会教育の中心施設として地域住民の学習や文化活動を支え、生活文化の向上や教育の進展、そして住民相互の連携を目指して、よりよい地域社会の形成に努めてまいりました。更に、地域の人々の学習要求に応じた各種の学級、講座等の開設を初めグループ・サークルの育成やコミュニティ活動を推進してきたところであります。

しかし、近年、時代の進展とともに、社会が物を優先した考え方や人々の生活スタイルの変化に伴って、個人志向の傾向が強くなり、地域の人々のつながりが薄くなってまいりました。こうした社会の変化と公民館活動の中核であった青年活動の衰退や少子高齢化、そして農村地区の過疎化も加わり、公民館活動の柱の一つであります集うという基本活動の展開が難しい時代になってまいりました。また、社会教育法の改正により、公民館が寄って立つ法的基盤の後退など、公民館を取り巻く状況は厳しい時代にあると受けとめております。

一方、住民の生活、文化、学習に対する要求や課題が一層多様化すると同時に高度化してきており、このことに対応して、すべての市民がいつでも、どこでも学ぶことができ、地方に住んでいても生活の豊かさを実感できるまちづくりのため、公民館が社会教育の実施機関の中核として果たすべき役割は大きいものと考えているところでございます。

また、公民館分館につきましては、その多くは道路を初め地理的にも困難かつ本館から相当な距離があり、本館の活動が届きにくい地域の小学校に昭和20年代に設けられたところであり

ます。こうした分館は、単に子供たちの教育の場だけでなく、地域の文化活動を初め交流の場でもあり、学校そのものが分館を兼ねていて、独自の強いきずなでつながり、地域にとって大きな支えとなっていて、分館活動を通して地域づくりやさまざまな地域課題の解決に向けた活動にも取り組んでおりました。しかし、自動車の普及や道路の整備に伴う人口の流出や、農業の再編に伴う周辺地域の過疎化の進行と学校の統廃合によって、本館の活動が届きにくい地域に分館を設けた意義が薄れたのではないかといった声も出てまいりました。

こうした中、平成11年及び平成17年の決算審査特別委員会の中で、分館活動の見直しを図ってはどうかとの御提言がございました。こうした背景から、平成18年8月に教育委員会内の関係職員による分館見直し検討会議をスタートさせ、平成20年11月20日に開催した分館活動推進検討会に至るまで、延べ16回の検討会議の中で検討を進めてまいりました。この間、朝日地区が合併以後に内在する課題整理、直近に見直しを実施した類似市への視察調査、関係市町村の状況調査、自治会との関係の再確認、分館活動の現状と課題整理及び分析、分館を置いている旧学校施設の役割などについて検証した上で今後の方向性を検討し、分館のあるべき姿について検討を進めてまいりました。

また、検討の過程では、分館活動が自治会活動と混在している例が相当見られることなどから自治会活動に一本化することとし、分館は廃止という方向でまとめつつあった時期がありました。検討が進む中で、つながりの深い集落地域に人のつながりを大切に、住んでよかったと実感できる地域づくりのため、分館の存在は欠かせないのではないかと。もう一度教育委員会を初め本館がしっかり支援することで、分館活動を地域に根を張ったものに再生していくことが必要ではないか。加えて、本年度スタートした土別市人づくり・まちづくり推進計画において、まちづくりなど地域の課題解決やボランティア活動、学びを生かした実践活動や生活向上に向けての取り組みなどの広がりが求められていると、生涯学習の理念を示しておりますが、分館はこうした生涯学習を推進する上で、最小限の単位としてしっかりと位置づけるべきではないか。検討会では、こうした方向で議論が集約されたところでございます。

ただし、一部御指摘がありました自治会活動との重複や予算執行の面で適切性を欠いている点につきましては、基準を設け、適正な執行に努めることとし、運営につきましては、それぞれの本館が分館活動に対する支援を強化していくことで運営内容の充実を図ることといたしました。私も、地域の過疎化が進む中、分館を廃止することは地域集落の崩壊を早めかねない。公民館と分館の歴史や活動をもう一度見直すことで、分館活動を再生させたいと考えておりましたところから、こうした見直しの方向を教育委員会の考え方として、18分館の分館長、分館主事を初め関係者が一堂に会する機会にお示しし、承認、同意を得た中で進めてまいりたいと考え、分館活動推進検討会を開催いたしました。教育委員会の考え方が理解され、同意を得た経過にあります。

また、今後の分館活動に対する具体的な支援の方策であります。本館と分館の連携の強化、そして分館活動に対する本館の支援などを進め、分館事業の企画立案の相談を初め講師の紹介

など、さまざまな支援を図ってまいりたいと考えております。公民館分館は、地域活動の拠点として欠かせないものと考えておりますが、それぞれの本館がしっかり支えていく中、分館活動を通して地域の文化活動や生涯学習の推進の核として根を張っていくことを期待しているところでございます。

更に、分館を設けていない地域における学習活動の推進につきましては、地域の自治会との連携を強め、地域の皆様が取り込まれる学習活動に対し、各公民館がしっかり支援する体制を構築し、公的な社会教育を根幹に据えた生涯学習の一層の推進を図ってまいりたいと考えているところでございます。

最後に、このたびの社会教育法等の改正につきましては、5月23日の衆議院文部科学委員会及び6月3日の参議院文教科学委員会におきまして、それぞれ附帯決議が採択され、更に衆議院では5月27日、参議院では6月4日に本会議において採択されたところでございますが、衆議院文部科学委員会では7項目、参議院文教科学委員会では8項目について、特段の配慮をすべきであるとした附帯決議が採択されております。

附帯決議におきましては、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設の利便性の観点から、指定管理者制度の導入による弊害について十分配慮すること。博物館がそれぞれの特色を発揮し、広域的に活動を展開する環境の醸成に努めること。社会教育委員の制度を活性化し、その職責と役割を認識するような環境整備を図ることなどの記述があります。これらの附帯決議は、これまで戦後営々と市民の民主的な学習活動をしっかりと支えてきた公的社会教育を、経済性・効率性という観点から安易に整理統合しようという動きに警鐘を鳴らすものであります。

本市におきましては、社会教育法の改正点の検証とあわせ、附帯決議の内容についても関係職員に浸透を図るとともに、各種委員に対しましても詳細に説明し、市民がひとしく享受できる公的な社会教育を堅持することの重要性を再確認し、附帯決議の精神を尊重して、社会教育行政の推進に当たっていく考えでございます。

以上申し上げまして、御答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 9番 平野洋一議員。

9番（平野洋一君）（登壇） 2008年度第4回定例会に当たり、通告にしたがって一般質問を行います。

まず初めに、定額給付金についてであります。

政府並びに与党が追加経済対策の目玉として打ち出しました定額給付金に対し、支給の窓口となる各自治体が大変戸惑いを強めております。2兆円の給付総額から推計しますと、道内には計約870億円が支給される見通しと言われておりますが、給付金は1人につき原則1万2,000円、18歳以下の子供と65歳以上の高齢者には8,000円を加算するという内容でございます。

更に、支給対象につきましては当初、全世帯に給付すると明言しながら、世論のばらまき批判や閣僚発言のたびに方針が二転三転いたしました。経済産業大臣が高額所得者の所得制限を主張しますと、一たんは総理も追随、年間1,800万円を下限に所得制限ができると示されまし

たが、その後、自己申告制や辞退方式など、所得制限の方法をめぐる議論も混乱を重ねました。結局、所得制限をするかどうかの最も難しい導入判断を自治体に丸投げしたのであります。

去る11月28日、総務省が支給案説明会を催したようでございますが、まだ未確定要素が多過ぎるようであります。財源の裏づけとなる第二次補正予算の提出さえめどが立っていない状況下ではあります。まず本市では所得制限についてどう判断されますか、お尋ねをしたいと思います。

次に、給付対象の65歳以上並びに18歳未満の基準日をいつにされるのでありましょうか。定額給付金の受領の手続は、口座振り込みもしくは現金受領が考えられていますが、どのような方法で対処されるのでありましょうか。国は、支給申請の受け付け期間を3カ月以内か6カ月以内で検討せよとのこととあります。予算編成や確定申告の確認時期とも重なり、窓口で混乱が生じたり、事務負担が過重になる心配がございます。この給付事務にかかわる作業で最も不安視されることは何でありましょうか。

選挙対策の思惑が先行する余り、給付金は景気対策なのか、低所得者への生活支援なのかといった基本的な考え方が置き去りにされている嫌いがあります。地域振興か、福祉対策かが明確でないため、担当部署すら決めかねている町があると聞きます。本市ではどのように対処されるのでありましょうか。

ある町の町長は、将来への不安心理を払拭しない限り景気対策にはなり得ないと断言をしております。また、保健、医療、年金、福祉、介護などの国の将来設計への不安から、国民は自衛に入るのではと見る市長もございます。更に、もしこの給付金が商品に回ったとしても、商業施設の集中する都市部に集中すると予想する市長もございます。本市の市長さんは、この給付金の地域への経済効果をどのようにお考えでありましょうか。

定額給付金は、地方自治体が望んだわけではありませぬし、地域に何をもたらずのか、極めて不透明なところがございます。しかし、国民は、いただけるものなら一日も早く手にしたいと切望しておるわけでございます。支給開始は年度末を目指すとされているようでございますが、最後に本市の定額給付金にかかわる事務の進捗状況についてお尋ねをして、この項を終わりたいと思います。

2点目は、市民協働のまちづくりについてでございます。

本市は、向こう10カ年の総合計画の中で、人づくり・まちづくり推進の支柱を生涯学習のまちづくりとし、地方分権と行財政改革の推進、人口の減少、少子高齢化、多様化する市民のニーズへの対応など、社会の変化に的確に対応するために、市民も行政とともに学び合い、知恵を出し合い、対等なパートナーシップを持って、市民と行政の協働の視点によるまちづくりを求めています。これが実現のために、市民と行政が常に接点を持って、相互信頼に基づく融和と一体感の醸成が第一と市長は訴えております。

既にこれまで本市では、市民とのふれあいトーク、出前講座、ワークショップ、市長と語る会等々、市民と行政の接点を求めて、多様な取り組みをしていることは御承知のとおりでござ

います。

私は先刻、行政調査で福岡県行橋市を訪ねる機会を得ました。人口7万、山と川と海のある自然に恵まれたまちでありました。何とこのまちは本市と同様、市民協働のまちづくりを標榜して頑張っておったのであります。取り組みの一つは、地域担当職員制度であります。これは、地域に居住する皆さんと地域担当職員、これは市役所内部の係長相当職以上の市職員126名で構成されておるわけですが、この地域担当職員が一緒になって、生活に身近な課題の解決や地域のあるべき姿などについて、小学校区ごとに地域まちづくり会議を立ち上げて、その会議を通じて話し合い、行動するものであります。

行橋市行財政改革プランの5つの戦略の一つ地域戦略の中で、政策形成への市民の参画を目指すものであり、この制度によって地域の皆さんと一体となった協働のまちづくりの推進を目指しているのであります。大変参考になるとは思いますが、この取り組みについての御所見を賜りたいと思います。

取り組みの2つ目の例は、パブリックコメント制度であります。

行橋市行財政改革大綱第一次アクションプランの地域戦略に基づいた、政策形成への市民の参画を推進するための制度であります。市の基本的な計画等の策定や重要な条例の制定等を行うときに、事前に市民の皆さんに公表し、意見を募集する。それらの意見を考慮して意思決定を行うとともに、いただいた意見に対する実施機関の考え方を公表する制度であります。これも、今後の市政推進に向け、大いに参考になると考えますが、いかがでありますでしょうか。

こうした市民と行政が手を携えて歩む姿こそが、協働のまちづくりにほかなりません。以上、2つの具体例を申し上げまして、このような取り組みのメリット・デメリットも含めて御所見をお伺いしたいと思います。

以上をもちまして私の質問を終わります。（降壇）

議長（岡田久俊君） 田苺子市長。

市長（田苺子 進君）（登壇） 平野議員の御質問にお答えをいたしますが、最初に私からは、市民協働のまちづくりに関する御質問について御答弁を申し上げまして、定額給付金のことについては総務部長のほうから答弁をさせるようにいたします。

本市が推進する市民協働のまちづくりにつきましては、2点の視点から御質問がございました。

地域担当職員制度及びパブリックコメント制度につきましては、これまで、過去の定例会の一般質問や本年2月の総合計画審査特別委員会などにおきましても既に議論がなされてきているところでありますが、今日の地方自治において目指すべき姿である住民自治や市民参加・市民協働のまちづくりを進める上で、さまざまな形によって行政からの情報提供や市民からの意見聴取を行うとともに、政策・施策の形成に向けた市民参画機会づくりに努めておりますことは重要なことであると私も考えております。

本市におきましては、各種計画の策定や重要施策の展開に際しましては、もちろん常日ごろ

から、まずは市民の皆さんの声をよく聞くことを基本に意見聴取、情報共有を図ることを目的に、まちづくりふれあいトークとして、市長が直接出向く市長とのふれあいトークと、さまざまなテーマに基づき職員が出向く市民ふれあいトークを実施をしているのを初め、総合計画策定の際に実施をしたまちづくりワークショップなどのように、市民の参加・参画に向けた機会づくりに努めているところであります。

このほか、自治連の主催による市長と語る会などを通して、市民と行政のパートナーシップの醸成に努めているところでもあり、更には市民の主体的な活動を支援し、協働のまちづくりを推進するため、市民協働のまちづくり推進事業を制度化し、この事業の活用を進めているところであります。

そこで、御質問の地域担当職員制度につきましては、この制度につきましても住民自治、市民協働を進めるための手法として、地域に密着した身近な課題の解決などに向けての有効な手段の一つであるとの認識をしております。

道内におきましても現在、約50市町村が同様の制度を実施をしている状況にありますが、その効果や成果としては、地域との連携が図られるといったことや行政情報をより詳しく伝達することができる、地域の課題などがより具体的に把握できるとともに、行政施策等に対する住民の理解が深められるなどのメリットがあると言われております。しかし反面、単なる御用聞きやポストマンとしての存在にとどまっているケースや地域によつての温度差が大きく、取り組みに差異が生じている、具体的な施策等に結びつくような建設的な意見や提案がなかなか示されないなどの課題も明らかとなっているわけでありまして。

このほか、地域の役員を担いつつ地域担当職員としてかかわる場合に、立場の両面性があるために地域担当職員としての位置づけが非常に不明確になってしまうなどの問題も、一方で生じているようであります。これまで検討してきた経過としては、総合支所の設置されている朝日地区や出張所のある上士別・多寄・温根別地区と、これら以外の地区とのバランスの問題、あるいは人口規模の小さい地域と規模の大きい地域や中央地区における区分などが大きな検討課題となっております。

また、仮に自治会を基本区域として、当該自治会に存在する職員が担当した場合に、職員の居住していない自治会をどうするのか。対応する職員についても、管理職以上が対応するのがよいのか、担当職が担当するほうが好ましいのか、あるいは形態も職務としての位置づけがよいのかなど課題もあることから、地域担当職員制度の是非につきましては、各市町村の状況等を更に調査・研究をしてまいらなければならないものと思っております。

次に、パブリックコメント制度につきましては、平成17年の行政手続法の改正によって新たに設けられた意見公募手続でありまして、国にあっては、行政機関等が政令や省令などの命令事項を定めようとする場合においては事前にその命令等の案を示して、広く国民からの意見や情報を募集することを義務づけるものであります。一方、地方自治体にあっては、直接この法律の適用は受けられないものの、法律制度の趣旨により必要な措置を講ずるよう努めることが求め

られているところであります。

本市におきましては、これまでも条例、規則等の明文化した例規を根拠とはしていないものの、市の重要計画であります土別市地域防災計画や土別市国民保護計画、あるいは土別市総合計画の策定に際しましては、市広報紙及びホームページ等を介して適宜適切に意見聴取を行ってきたところであり、現在見直し作業を進めている土別市都市計画マスタープランにおきましても同様の取り組みを進めているところであります。

このように、既にその理念に基づく取り組みは進めているところでありますが、重要な計画や施策等の意思決定過程において一層の公正性の確保と透明性の向上を図るためにも、土別市行財政改革大綱にも示しておりますとおり、本制度の導入につきまして、今後におきましては更に検討を深めてまいりたい、このように考えております。

以上申し上げまして、私からの答弁といたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 鈴木総務部長。

総務部長（鈴木久典君）（登壇） 私から、定額給付金についてお答え申し上げます。

定額給付金については、世界的な株価の大幅な下落や急激な円高が国の実態経済や国民生活に深刻な影響を及ぼしていることから、10月30日に政府が追加経済対策の生活対策において取り組むこととしたところであります。

制度自体の設計が明確にならなかったことから、国政のみならず、全国の自治体においてもさまざまな議論があった中で、総務省は先月28日、都道府県政令指定都市に定額給付金事業の概要の説明と意見交換を行い、これを受けて今日1日、道は市町村に対して定額給付金の実施に係る事業実施方式の素案についての説明を行ったところでありますが、対象となる市民の基準日、支給方法、給付開始日や期間など、いまだ具体的な実施内容が明確になっていない状況にもあります。

そこで、所得制限、基準日及び受領手続についての御質問であります。このたび示された案の中では、所得制限については国としては基本的には設けないが、その判断はそれぞれの市町村にゆだねられること。基準日については、平成21年1月1日または平成21年2月1日の2つの案が示されていること。申請及び給付の手続については、郵便で申請し、口座振り込みとなる郵送申請方式、窓口で申請をして口座振り込みとなる窓口申請方式、窓口で申請をして現金を受け取る窓口現金受領方式の3つの方式の説明があったところであります。

特に、所得制限については、全国市長会あるいは全国町村会においても制限を設けない考えに立っており、本市においても現時点では所得制限を設けない方法で検討を進めています。また、事業推進の上で不安視されることについては、入院や出張で不在となる市民、あるいは高齢者の方々への対応、市民への周知等が考えられますが、その対応については予算成立後の補助金交付要綱が決定次第、総務課を中心に万全を期してまいりたいと考えております。

次に、経済効果についてであります。平成11年に実施された地域振興券の際には、地域限定で活用される振興券ということから、一定の効果があったと考えられます。今回は現金での

支給ということで、その効果を疑問視する声もありますが、現在の試算では本市に給付される金額は約3億5,000万円となっており、「ラブ士別・パイ士別運動」を推進する立場からも、地域の経済振興に一定の効果があるものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（岡田久俊君） ここで、午後2時50分まで休憩いたします。

（午後 2時33分休憩）

（午後 2時50分再開）

議長（岡田久俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

19番 菅原清一郎議員。

19番（菅原清一郎君）（登壇） 平成20年第4回定例会に当たり、さきの通告に従いまして一般質問をいたします。

最初の質問は、平成21年度予算編成方針についてであります。先ほどの齊藤議員の質問と重複しておりますので、私からは、大変に厳しい財政状況下であります。市民に対してのサービスが後退することのないよう強く要望いたしまして、この質問については撤回いたします。

次に、第三セクター運営事業の今後の運営はと題しまして、羊と雲の丘事業について、市の運営対策について質問を申し上げます。

羊と雲の丘、特にレストランと売店部門についてであります。この秋には市内民間企業による新規開設が華々しく開業され、市民はもとより、多くのお客様でにぎわっていることは大変に結構なことであります。開業された企業人の方々にも敬意を表するとともに、今後の事業の発展をお祈りしたいと思います。

そんな中で、市のセクターによる羊と雲の丘の事業の問題点が幾つかあって、このままの状況で運営自体に心配なことが予想されることから、次の事柄について質問いたします。

1つには、運営対策についてどのような経営指針を示しているのか。そして、企業会計処理等の判断は、だれが決裁して、事業運営しているのでしょうか。特に、営業活動に数値目標等の設定はしていると思われませんが、この機会に具体的に過去の事例、決算等も含めて、日ごろの管理運営と会計事務の確認はどんな形で決裁され、指示をされているのでしょうか。

2つ目には、民間企業と競争激化が予想されますが、今後の対策として、どんな経営をしていくことが利益につながるとお考えでしょうか。扱う品目が違うから大丈夫だとの声もお聞きするのですが、近年の客の入り込みや売り上げから判断すると、予断を許さない状況にあると感じております。

そこで、レストラン部門は特色あるメニューとしてジギスカンコーナーが好評であり、どの程度の売り上げがあり、粗利益はどの程度発生しているのでしょうか。他店においては、高

級羊肉をメインにしているようであるので、でき得るかぎり競合しないようにしていく必要性から、ジンギスカンや牛肉のコーナーの設備を充実させて、団体客の誘致が今以上にできるようにしたらどうなのでしょう。また、夏期間においては焼き肉コーナーが盛況であるが、冬期間は立地条件や暖房設備の関係などから、寒さ対策等が必要だと思います。夏に比べ積雪のある冬期間では、売りの一つでもある景観上の寂しさや交通の面からも利用客は減ってしまう。営業において、今までにはない企画や工夫を凝らさなければ、これは打破できないのではないかと思います。団体客に利用される専用バスの窓口や広報を充実させることで解消し、リピーターの獲得が期待できるのではないのか。更には、冬の資材である雪を利用したイベントを長期間開催することでも、年間を通した企業運営がかなうのではないかと考えております。

また、一企業として見た場合、特に飲食店の特色が分かりますが、店舗の意匠や従業員の接客態度であると思います。接客方にして、独自性や統一性を持たすことでオリジナリティの価値は一層高まるのではないのでしょうか。厚遇されていることから、独自の発想も持たない、現況のような定まりのない営業では、いずれ財政に負担となってくると思うのであります。これらにより、従業員教育と企画チームの設営を考えていただきたい。

以上、羊と雲の丘事業、レストラン運営に関する質問ですが、運営管理者としての御所見をお伺いいたします。

次の質問は、あさひサンライズホールの漏水対策についてであります。

このことは以前にも話題となっておりますし、質問もさせていただいておりますし、総合計画にも前期事業として計画はされております。しかしながら、ホール内への影響を考えると、被害状況をどの程度だと存じ上げているのか。あわせて、サンライズホール職員と教育委員会や建設水道部の技術者の被害の認知度に大きな格差があるのではないのでしょうか。

私が確認したところでは、図書室奥の図書倉庫でしょうか、その状況は天井がむき出しに撤去されており、床のあちらこちらにバケツの数は相当数でありますし、雑巾も角やこぼれぬれている箇所に置かれておりました。どの位置からどこを経由して、雨漏りが文化の殿堂を覆い尽くしているのか、とても耐えられない光景を目の当たりにしたのは私だけでしょうか。

朝日町時代の平成5年に25億円の予算で着工し、平成6年秋に供用開始され、今日まで広く愛好者に親しまれ、数多くのジャンルで運営されてきておりますが、建設当時から設計上のミスなのか、数年が経過したころから雨漏りが発見され、職員などが応急処置ならぬ、その異常箇所にも予算も持てなかったのか、処置がされずに、その被害は広がって、今は手の施しができないくらいになっているのであります。専門家の調査もされず、問題解決策もないまま、雨漏りによってサンライズホールは大変な状況になっているのであります。

表の舞台での華やかさとは別に、舞台裏の状態は目に余るものがあります。今年度中にコンサル業務など、原因究明のための対策が何も行われずに、また厳しい冬の季節が来てしまい、屋根の雪が与える影響は、その規模が確実に増えていくのは明確であり、財政上の理由からだけなのか、補修・改修の予定すら議会にも提案されず今日を迎えているのは、どういう理由な

のか。そして、建設部や管理している教育委員会は、現時点でどんな話し合いが行われているのでしょうか。

先送りをして事業の実行をおくらせることにより、事態は確実に悪影響を生じます。特に懸念されることは、漏電であります。火災発生などがあつたらどうするのでしょうか。一にも二にも、早急に問題解決のための今後の確実なタイムスケジュールと現時点での対策年次をお示しいただきたいのですが、いかがでしょうか。

最後の質問に移ります。それは、スポーツイベントのあり方についてであります。

合併後3年が経過しても、いまだに日程の重複や広告等の違いが目立つのでありますが、主催者と市当局の認知度やとらえ方に相違点があるのではないのでしょうか。特に、全日本クラスの大会に大きく違いがあると感じております。

朝日町では合併特例区事業によって市から予算をいただき運営されているから、旧士別市は関知しないのでしょうか。日程は、スポーツイベントと文化イベントの調整は、どちらからとなく重複開催は避けられてきておりますが、十分とは言えない状況であります。特に、従来からの各種イベントの告知やその広告の仕方については、大きな相違が生じております。士別駅前や市内のイベント等掲示板には、朝日地区の行事は一切紹介されていないのであります。新聞等への広告もそうであります。もしも合併特例区事業だからとかの理由ならば、それは問題ありではないのでしょうか。イベント内容や後援団体などの違いなども、広告などの理由になるかもしれませんが、来年度からはぜひとも各種スポーツ行事開催広告の一元化をするべきだと思いますが、御所見をお伺いいたします。

そして、市教育委員会と朝日支所との連携を密にして、一日も早く一つの教育委員会としての機能を最大限に生かして、合宿の里が陸上、スキーのみならず、地域の特性を生かすことで他の種目にも発展していくと思われれます。北海道の各自治体は、外資獲得のために合宿の誘致に、今やあの手この手で施設の充実と専門技能職員の配置に力を入れ始めて、いわゆる誘致合戦をしているときに、我が士別市だけがこのような状況では合宿離れが生じるのではないのでしょうか。

この機会に自分の経験上から、旧朝日町時代にジャンプ台の冬季施設から道内で2番目のサマージャンプ台が建設されたのであります。全国では、長野県野沢温泉に40メートル級、小樽には30メートル級が既にありましたが、朝日三望台シャンツェは40メートル級と60メートル級の併設であり、当時は東洋一のサマージャンプ台として建設されたのでございます。当然のように、これで夏にも合宿者が訪れるだろうと、関係者は安堵したのを覚えております。

しかし、その施設は、国内に経験した技術者がいなかったのか、プラスチックの材質等の選択ミスなのか、転倒すると選手にやけどを生じるような大きな不安を与える、大変に危険なジャンプ台の折り紙がついてしまい、夏のみならず、それまで200人を超える選手が来町していたのが、極端な目減りをしたのであります。合宿が復活するまでの期間は、5年以上の月日が流れたのであります。

私は、現在のような「合宿の里しべつ」は、今後も大いに施設の充実や地域住民のおもてなしの心を持った歓迎などができるような、行政のかかわりを持つことが大切だと思います。あすの合宿はほかの地になってしまうのはまことに早く、復活させるのは何倍もの時間が必要なので、あらゆる角度からの対応を早急に講ずるべきだと思うのですが、担当する教育委員会は合宿者誘致を含めての対策をどのように考えているのかお伺いいたしまして、私の質問を終わります。（降壇）

議長（岡田久俊君） 田苺子市長。

市長（田苺子 進君）（登壇） 菅原議員の御質問にお答えをいたします。

最初に私から、第三セクター運営事業の今後の運営に関する御質問のうちで、基本的な考え方について御答弁を申し上げますが、第三セクター運営事業の今後の運営の詳細、あるいはあさひサンライズホールの漏水対策並びにスポーツイベントのあり方につきましては、経済部長並びに教育委員会のほうから答弁をしていただきます。

羊と雲の丘観光株式会社は、平成3年に第三セクターとして創立し、自然豊かな丘陵地にあるレストラン羊飼いの家、世界のめん羊館、更には観光牧場など、本市観光の拠点としての羊と雲の丘観光施設の運営管理について、指定管理者としてその重要性を強く認識し、設立以来今日まで、熱心で的確な運營業務を日々取り組んでいるところでございます。

取り組みの主な内容といたしましては、牧歌的で雄大なロケーションやサフォーク羊に世界のめん羊など、羊と雲の丘が有する特性を最大限に生かしながら、地産サフォーク肉、農産物を食材とした新鮮な料理の提供と趣向を凝らした市民参加型イベントの実施、更には羊毛工芸等の体験事業との連携など、まさに見て、食べて、体験できる観光事業が四季折々に展開されているわけであります。このため、開業以来しばらくの間、ほぼ均衡状態で推移をしていた運営収支が、こうした日ごろの経営努力とあわせて、最近、全国的な広がりを見せていた羊肉ブームも追い風となって、特に平成18年、19年度には、2年続けて大きな利益を上げることができ、創業時より繰り延べされてきた開業費588万3,000円のうち、517万3,000円を償却することができたところであります。

今後におきましては、残りの開業費に加えて、累積欠損金についても計画的に償還していくことが必要なことから、この先も長期化が見込まれる厳しい経済環境の中にあっても、レストラン部門を初めとする各事業につきまして、魅力を高めるための工夫・改善を適宜行う中でお一層の推進を図るとともに、特に本年11月開設のかわにしの丘ファームレストランとのかかわりにつきましては、このレストランなどを新たな観光資源として、本市の滞在・体験型観光事業の中に位置づけをすることで、羊と雲の丘とかわにしの丘の両施設が切磋琢磨をして、このことによって相乗効果を互いに波及させて、入込客の拡大が図られますように努めてまいります。

この点について、実は昨日、土別グランドホテルの新館におきまして開催されましたロータリークラブの年末ファミリーパーティーに私もお招きにあずかりまして、その際にちょうど本

席にはロータリアンであります今井代表もいらっしゃいまして、今お答えをしたような見地でいろいろなお話をいたしました結果、「全く自分もそのように思っている」と。「土別が行政的に取り組んでいるこういったレストランと民間の私どもが取り組んでいるレストランが相マッチをして、土別市の大きな入込客の原点になるように、手を携えてやっぱり頑張っていかなきゃならん。まさに市長が言っている、全く私の考えもイコールだ」ということで、思わずかたく握手をしたところでございます。

また、今議会初日の行政報告でも申し上げましたが、観光入込客数の安定増加を図るためには、国内はもとより、台湾等国外からの観光誘致が極めて効果的なことから、本市と旭川や稚内など道北各市町村が連携をして、それぞれの特色ある取り組みを線と面でつないだ今度は観光ルートの形成を、地道ではありますが真剣にこれらについて取り組みをして、情報発信をする広域観光について今後、持続して推進するとともに、現在精力的に展開中であります地方の元気再生事業における首都圏等への羊肉の販路拡大や、今月7日道内有名レストランのシェフ10名が腕を競われました、土別産サフォークラム肉料理コンクールなどの取り組みを広く発信することで、羊と雲の丘に多くの市民や観光客の来訪を促進する施設運営の健全化に鋭意努めてまいりたいと存じますので、御理解を賜りたいと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 相山経済部長。

経済部長（相山佳則君）（登壇） 私から、第三セクター羊と雲の丘の運営に係る詳細な事項についてお答えいたします。

まず、レストランの経営指針についてであります。この指針につきましては本市観光の拠点としての自覚と観光産業に携わることの重要性を強く認識し、おもてなしの心を忘れることなく、研究心と営業心を持つことで集客の増加を図ることを基本に、その内容は利用者サービスの向上と集客拡大のための効果的・効率的な運営方策や経費の縮減方策、更には従業員の推進体制並びに施設の安全管理対策などが大きな柱となっております。

また、この指針等に基づき、毎年の入込数、売上額及び指定管理料、仕入れ原価、販売費など諸経費の目標数値を設定しており、平成19年度の数値で申し上げますと、入込数は目標4万2,300人に対し実績4万2,522人、売上額等の収入では7,929万5,000円に対し8,024万6,000円、仕入れ額等の経費は7,720万円に対し実績で7,896万8,000円となっております。

更に、社内における企業会計事務等の確認、決裁並びに業務指導等については、レストラン、めん羊館、ターミナルの各部門において、それぞれ課長補佐職としてのマネジャーがその業務に従事し、更に全部門の統括として部長職である支配人が対応いたしているところであります。

次に、かわにしの丘しずお農場のファームレストランと競合する中での経営につきましては、ただいま市長から申し上げたところでございますが、両施設が本市独自の滞在・体験型観光資源として相互に切磋琢磨し、その相乗効果を波及させることで今後、更なる観光客の拡大が見込まれるものと考えております。このことを基本としながら、今後のレストランの集客対策と

いたしましては、既存の特製ジンギスカンやサフォークオリジナル料理に加え、観光客等のニーズに即応した新たなメニューの開発とその提供に努めるとともに、市民還元型イベントの実施や羊毛工芸など各種体験事業との連携に加え、東京、大阪などの大都市圏、更には台湾など、国内外での観光誘致活動を展開し、その集客強化について、第三セクターとともに対応してまいる考えであります。

また、レストラン売り上げ拡大のため、こうした取り組みにおいて、特に利用客から評価の高いジンギスカンについて販売を充実・拡大するべきとのことでありますが、羊飼いの家の特製ジンギスカンは大変食味がよいことから、市民や観光客の方々から人気が高く、バーベキューハウスでの食事はもとより、土産品、贈答品としても利用され、毎年度安定した販売高となっております。年間の販売額は約2,000万円、粗利益は約60%で、他の食事と比較し高い利益率ともなっております。

このようなことから、お話のように、安定経営のためにはジンギスカンの販売強化が効果的なことから、まずは観光情報誌、ホームページ等での宣伝・啓発とあわせ、企業や団体などにはダイレクトメールでお知らせし、会食や懇親会などでリピーターとして利用していただくとともに、特に入り込みの多い観光シーズンにはハウスでの利用のほか、野外バーベキューコーナーなどにも工夫を凝らし、利用促進を図ってまいります。

また、冬場の集客についてであります。当地方の厳しい気象条件などから、どうしてもこの時期の入込数は減少し、本施設においても冬期間の利用者の誘因が大きな課題となっております。このため、冬場の対策といたしましては、さまざまな工夫が三セクにおいて行われており、バーベキューハウス閉鎖に伴うジンギスカンコーナーはレストラン内での利用が可能となっておりますし、平成13年からは丘陵地の傾斜を生かしたスノーモービルランドの開設や小羊の授乳、めん羊館見学、更にはスノーモービル、ジンギスカンをセットにした冬体験ツアーなども実施されているところであります。

今後におきましても、冬期間に少しでも多くの方々にご利用いただけるよう、レストランでの会食等において、8名以上の団体利用に対しては無料送迎バスのサービスを行うなど、各種対策について引き続き実施するとともに、新たな取り組みにつきましても、利用者は何を求めているのか、また、何ができるのかなど、三セクとも十分に検討し対応してまいりたいと考えております。

また、従業員教育についてであります。利用者に対するきめ細やかで親切な接客につきましては、レストラン運営に携わる者として何にも増して心がけねばならない基本でありますことから、これまでも研修会などを通じ従業員教育を行ってきているところであります。今後におきましても、すべての従業員が顧客満足度の高い接客技術を身につけることは極めて重要なことから、お話の接客の独自性や統一性も含めまして従業員教育を徹底することとあわせ、レストラン運営健全化のための総体的な対策について、取締役会、更には三セクと市による企画会議を定期的開催し、その中で検討を重ねることにより、市民を初め多くの方々に親しまれ

る施設づくりに鋭意努めてまいります。

以上申し上げます、答弁いたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 安川教育長。

教育長（安川登志男君）（登壇） 最初に、あさひサンライズホールの漏水対策についての御質問にお答えいたします。

まず、現状について御説明をいたします。

平成6年9月に開館いたしましたあさひサンライズホールは、外壁を外断熱工法による吹きつけ仕上げ、屋根をアルミ鋼板長尺仕上げとウレタン防水仕上げで建築されております。舞台部分の屋根が地上20メートルの高さがあり、ここでの積雪がこだまホール客席の屋根、更に南北の陸屋根部分に落下することによる衝撃により、屋根材に損傷を与えています。また、外壁は吹きつけ仕上げの部材に経年による亀裂が生じており、これらの損傷箇所から雨水が建物内に浸透して、天井などへの雨漏りとなっております。これらの雨漏りは、建築後10年を経過した平成15年あたりから顕著になり、現在では10カ所を超える箇所で発生しております。幸いなことに、こだまホールの舞台及び客席、テシウシの間などの人目に触れる場所では発生しておりませんが、図書室や図書室荷さばき室、舞台下手の収納スペースなどで激しくなっており、一部は既に天井を取り外すなどの応急処置を行っております。

これまでも、主体工事の施工業者などに相談し、応急処置を施したり、落雪・落水場所になる屋根には木製のすのこを設置し、部分的な補修等で対応してまいりましたが、根本的な原因について究明は非常に困難な状態でありまして、その場所の特定についても判断がなかなか難しい状況となっております。

屋根や外壁から浸透いたしました雨水は、建物内のアルミ部材を伝わってあちらこちらでの雨漏りとなってあらわれることから、漏電による火災や資料、舞台備品などへの被害のおそれがあり、早急に抜本的な対応が求められていると認識いたしております。そこで、今後のスケジュール等についてであります。総合計画の事業実施におきましては計画年度の前期に盛り込んでいるところであり、改修事業の実施に当たりましてはより効果的で計画的な事業遂行のため、本年度中に維持保全計画の策定を予定しているところであります。

この計画策定につきましては、民間が有する専門知識やノウハウ、最新技術を有効に活用することを目的に、本市の初めての試みとして技術提案を公募いたそうと考えており、ただいま地域教育課並びに建設水道部建築課において募集要領等の取りまとめをいたしており、詳細部分の検討が完了次第公募を実施し、明年2月には提案事業者を特定し、維持保全計画を年度内に策定いたしたいと存じます。

当初は、21年度予算要求時点までに計画の策定を目指して取り組んでおりましたが、日程的に若干のおくれが生じているため、維持保全計画の策定結果に基づきまして、実施年度及び全体予算を検討の上、平成21年6月の補正予算に計上し、改修事業の実施をいたしたいと存じます。改修事業の実施に当たりましては、単なる補修工事にとどまることなく、施設の将来的な

健全活用を主眼に置いた維持保全計画とし、その具体的な改修内容につきましては技術提案の結果により決定いたすこととなりますが、文化活動の拠点施設として、市民を初めとする利用者の方々ができる限り満足していただけるような実施内容となるよう努力いたしてまいりたいと存じます。また、サンライズホールの利用または事業にでき得る限り支障の生じないよう、配慮してまいりたいと考えております。

次に、スポーツイベントのあり方についての御質問にお答えいたします。

まず、大会日程の調整についてであります。今年度、土別地区では6月8日にディスタンスチャレンジ大会、7月20日にハーフマラソン大会、9月28日にオリンピックデーランを開催いたし、朝日地区では7月13日にサマージャンプ大会、7月25日にサマーコンバインド大会、7月26日にジュニア&レディースジャンプ大会が開催されたところでございます。

以前に議員からも御指摘がありました。どうしても夏場の時期はイベントが過密になりがちであり、日程調整に苦慮するところではありますが、その後、相互の担当者や関係機関と調整を図る中で、事業が重複をしないよう努めているところでございます。主催等の団体が複数の場合は調整が難しい面もありますが、今後においても、各種大会及びイベントの日程調整等については関係団体とも十分協議し、重複することのないよう努めてまいりたいと考えています。

次に、各種スポーツ行事開催広告の一元化についてであります。土別・朝日地区の各種大会は、地元新聞紙に記事として掲載を依頼するとともに、新聞に広告チラシを折り込む等で周知を図っております。また、市内の看板広告につきましては、ハーフマラソン大会の看板は土別剣淵インターチェンジ、山口クリーニング、グリーンベルトに設置しておりますし、朝日の大会歓迎看板及び大会PR看板は朝日地区の入り口に設置し、広く市民に周知を図っているところであります。来年度は新たに土別市内の大会看板広告に朝日のジャンプ大会等の日程等を掲示するとともに、市内2カ所にある合宿チーム紹介看板横に新規看板を設置し、土別、朝日両地区のスポーツイベントを紹介してまいりたいと考えております。

また、広告の掲載やチラシの配布につきましては、大会やスポーツ行事等の開催日が近い場合は広告を同時に掲載するなど、PRの相乗効果を高めるよう努めてまいりたいと存じます。更に、土別市のホームページにも本年12月から、新たに土別・朝日のイベント情報並びに施設紹介を詳しく掲載してまいりまして、各種行事開催広告等の一元化を図っているところでございます。

次に、市教育委員会と朝日支所との積極的連携をとのお話であります。本市のスポーツイベントを初めスポーツ合宿の里づくりなど各種事業の展開につきましては、これまで相互の連携が不十分な点もございましたので、今後は互いの連携をより密にし、応援協力体制などをより一層強化してまいりたいと考えております。

最後に、合宿誘致に対する考え方についてのお尋ねでございます。道内各地で合宿招致に力を入れてきている市町村が年々増加してきているところでございます。道外からの合宿者にとっては、空港から合宿地までの時間も含め、交通手段も大きな要素として考えられますし、

お話のとおり、施設の整備はもとより、受け入れ宿舎や行政と地域住民の物心両面でのサポートが何よりも大切と考えているところでございます。

長い歴史の中で培った土別の陸上関係と朝日のスキー関係の実業団や大学との太い人脈は、合宿招致を進めていく上で今や大きな強みとなっており、合宿受け入れ地として長年の努力の積み重ねが大きな信頼となり、今や「合宿の里しべつ」の地名度は全国的となっているものと自負をいたしているところでございます。

しかしながら、今後においては、議員も御心配されているように、今までにも増して合宿招致合戦が激化してくることも予想されますし、受け入れ体制に少しでも問題があれば、敏感に合宿離れにつながることもしっかりと認識すべきであると考えておりまして、今後の合宿招致につきましても、合宿の里土別推進協議会を中心として、土別の自然を含めた恵まれた合宿環境を広くアピールしながら、スポーツ・文化を含めた新たな団体へのアプローチなど、積極的な合宿招致活動を展開してまいりたいと存じます。

以上申し上げまして、御答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、明日は午前10時から会議を開きますので、御参集願います。

御苦労さまでした。

（午後 3時28分散会）